十日町市過疎地域持続的発展計画

（令和８年度～令和 12 年度）

令和８年３月

新潟県十日町市

目　　次

１　基本的な事項
(1) 市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(2) 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(3) 行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
(4) 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(7) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
(1) 移住及び定住・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
(2) 地域間交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(3) 人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

３　産業の振興
(1) 農林水産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
(2) 地域産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
(3) 起業の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
(4) 商業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
(5) 観光の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(6) 産業振興促進事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

４　地域における情報化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

５　交通施設の整備、交通手段の確保
(1) 交通施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
(2) 交通手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

６　生活環境の整備
(1) 自然環境の維持保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
(2) 水道施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
(3) 下水道及び他の汚水処理施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
(4) 廃棄物処理施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
(5) 消防・救急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
(6) 防災・防犯対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
(7) 住宅・公園等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
(8) 雪対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
(1) 子育て環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
(2) 高齢者福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
(3) 障がい者福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
(4) 保健事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

８　医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

９　教育の振興
(1) 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
(2) 社会教育、生涯学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
(3) 教育施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
(4) 社会教育施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

10　集落の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

11　地域文化の振興等
(1) 文化財の保存と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
(2) 文化芸術活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
(3) 地域文化の振興等に係る施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

12　再生可能エネルギーの創出及び利用推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項
(1) 協働のまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
(2) 男女の出会い・交流機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
(3) 男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

１　基本的な事項

(1)　市の概況

ア　自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件

①　自然的条件

本市は新潟県の南部に位置し、東は南魚沼市・湯沢町、北は長岡市・小千谷市・魚沼市、西は柏崎市・上越市、南は津南町・長野県などと接しています。

総面積は 590.39 ㎢で、その約 70％を山林・原野が占めています。中央部を信濃川、渋海川がほぼ平行に南北に貫流しており、信濃川へは清津川などが流入しています。信濃川流域では川の浸食により雄大な河岸段丘が形成され、また、渋海川流域では耕地が傾斜地に点在することから棚田が形成されています。南東部には、柱状節理の渓谷美を誇る清津峡をはじめとした美しい景勝地があり、上信越高原国立公園に指定されています。

また、国内有数の豪雪地帯であり、積雪量が２ｍを超える年が多く、年間降水量の約半分が 12 月から３月に集中しています。また、１年の３分の１が根雪期間となり、冬期間における市民の日常生活、経済活動に大きな影響を及ぼしています。

②　歴史的条件

本市は、国宝の笹山遺跡火焔型土器をはじめとして縄文時代の遺跡が多数発掘されています。古墳時代から奈良・平安時代においては、米づくりや機織りが行われるようになり、江戸時代には、一部が幕府の直轄地となり、産業・文化ともに発展を遂げてきました。

明治 21 年の市町村制施行による「明治の大合併」、昭和 28 年に制定された町村合併促進法を契機とした「昭和の大合併」など数回の合併を経て、旧十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町の５市町村が形成され、平成 17 年４月１日に、５市町村の新設合併により、本市が誕生しました。

③　社会的、経済的条件

本市は、南北には信濃川沿いに国道 117 号と JR 飯山線、渋海川沿いに国道 403 号が通り、東西には北から国道 252 号、253 号、353 号、405 号が通っています。また、北陸自動車道と関越自動車道を結ぶ地域高規格道路「上越魚沼地域振興快速道路」の整備が進められており、経済発展と地域振興が期待されています。鉄道網では、第三セクター鉄道である北越急行ほくほく線が、市域の中心部を東西に横断し、平成９年の開業以来、越後湯沢駅から首都圏方面および上越地域から北陸方面との近接性を高め、沿線地域住民の生活交通として、利便性を高めています。

産業面では、十日町地域は、昭和 30 年代の高度経済成長期からきもの産業が大きく成長を始め、これを主産業として栄えてきましたが、生活様式の変化等により、昭和 50 年代から現在に至るまで出荷額や従業者数が減少しています。川西地域、中里地域、松代地域及び松之山地域は、稲作を主体とする農業が主産業ですが、農業離れや後継者不足が深刻な問題となっています。

一方で、日本三大薬湯といわれる松之山温泉、柱状節理の渓谷美を誇る清津峡、豊かな環境に包まれた当間高原リゾート、大地の芸術祭の開催をきっかけとするアートによるまちづくり、２つの日本遺産に代表される歴史・文化などを資源としながら交流人口・関係人口の拡大を進めています。また、情報化社会の進展を基盤とするソフト産業の拡大や、特用林産物であるきのこの栽培、エネルギー分野での取組など、多様な活動を展開しています。

イ　過疎の状況

本市の総人口は、昭和 25 年の 104,318 人をピークに減少傾向にあり、令和２年時点で 49,820 人（昭和 25 年比 47.8%）となっています。今後も減少が続く見通しで、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 27 年に 29,262 人、令和 32 年に 26,029 人に減少すると推計されています。

年齢３区分別人口では、年少人口（０～14 歳人口）及び生産年齢人口（15～64 歳人口）が減少傾向で推移しており、今後も引き続き減少すると推計されています。一方、老年人口（65 歳以上人口）は平成２年に年少人口を逆転し、増加傾向で推移してきましたが、令和２年をピークに減少に転じています。

市内の全集落数は、令和６年度末現在で 433 集落であり、65 歳以上の高齢化集落は 149 集落となり、令和２年度末現在の 113 集落から増加しました。

また、県内過疎地域の平均高齢化比率 40.3%を上回っている集落は 280 集落となっています。

ウ　社会経済的発展の方向の概要

人口の減少や高齢化の進行など、本市を取り巻く社会経済情勢は厳しさを増しています。

基幹産業のひとつである農業は、従事者の高齢化や後継者不足などにより、農家数、経営耕地面積ともに著しく減少しています。また、昭和 30 年代から 50 年代にかけ隆盛を極めていたきもの産業も、需要の低迷などにより販売額、事業所数とも減少が続いているものの、総合加工部門においては全国トップのシェアを占めています。いずれも十日町市の自然や風土、資源を生かした産業であることから、持続的に振興を図っていく必要があります。

将来にわたって魅力と活力ある地域を維持するため、引き続き、移住定住の促進など人口の減少幅を抑える施策を推進するとともに、充実した生活基盤によるコンパクトシティ化、中長期的な視点での学区の再編など、あらゆる分野において人口減少を前提としたまちづくりを進める必要があります。

また、災害や気候変動への備えの強化や再生可能エネルギー創出によるゼロカーボンシティの実現を図るとともに、ＡＩなど新技術を活用した幅広い分野でのサービスの効率化を図ることが重要です。さらに、大地の芸術祭や日本遺産など地域資源を活用した文化観光の推進を通じ、交流人口・関係人口の拡大と地域活性化につなげていくことが重要です。

(2)　人口及び産業の推移と動向

人口については、表１－１(1)国勢調査による人口の推移を見ると、昭和 35 年の 96,580 人から漸減し、令和２年には 49,820 人となっており、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計では、令和 32 年の人口は 26,029 人と予測されています。

また、年齢区分別人口については、年少人口（０歳～14 歳）は、昭和 35 年の 32,047 人から令和２年には 5,258 人となり、26,789 人（83.6%）の減少となっています。さらに、若年者人口（15 歳～29 歳）は、昭和 35 年の 21,479 人から令和２年には 4,725 人となり、16,754 人（78.0%）の減少となっています。一方、老年人口（65 歳以上）は、昭和 35 年の 7,051 人から令和２年には 19,856 人となり、12,805 人（181.6%）の増加となるなど、少子高齢化が急速に進行しています。

表１－１(4)国勢調査による産業別人口の動向を見ると、本市の産業人口は、昭和 45 年の 49,729 人をピークに以後漸減し、令和２年には 26,103 人となっています。

第１次産業は、水稲栽培を主とする農業が中心であり、就業人口比率は、昭和 35 年の 31,085 人（61.6%）から令和２年に 2,842 人（10.9%）となっています。第２次産業は、きもの産業を基幹産業としてきましたが、長期にわたり出荷額や従事者数が減少しています。就業人口比率は、ピーク時である平成２年の 16,966 人（43.8%）から令和２年には 7,562 人（29.0%）となっています。第３次産業は、サービス業と小売業、医療・福祉分野の就業者が多い構造となっています。就業人口比率は、昭和 35 年の 9,296 人（18.4%）から令和２年には 15,394 人（59.0%）となり、経済のソフト化・サービス化の進展により増加しています。今後も市の人口が減少する中、微増又は現状を維持していくものと予測できます。

表１－１（１）　人口の推移（国勢調査）

区　分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 96,580	人 90,555	% △6.2	人 85,365	% △5.7	人 81,746	% △4.2	人 78,791	% △3.6
０歳～14 歳	32,047	25,767	△19.6	21,145	△17.9	18,964	△10.3	17,853	△5.9
15 歳～64 歳	57,482	57,526	0.1	56,078	△2.5	53,493	△4.6	50,676	△5.3
うち 15 歳～29 歳（a）	21,479	20,420	△4.9	19,181	△6.1	17,068	△11.0	13,864	△18.8
65 歳以上(b)	7,051	7,262	3.0	8,142	12.1	9,289	14.1	10,262	10.5
（a）/総数 若年者比率	22.2%	22.5%	—	22.5%	—	20.9%	—	17.6%	—
（b）/総数 高齢者比率	7.3%	8.0%	—	9.5%	—	11.4%	—	13.0%	—

※若年者比率及び高齢者比率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

区分	昭和60年		平成２年		平成７年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 74,620	% △5.3	人 70,938	% △4.9	人 67,962	% △4.2	人 65,033	% △4.3	人 62,058	% △4.6
０歳～14歳	15,647	△12.4	12,966	△17.1	10,741	△17.2	9,315	△13.3	8,179	△12.2
15歳～64歳	47,742	△5.8	44,942	△5.9	41,921	△6.7	38,553	△8.0	35,457	△8.0
うち 15歳～29歳（a）	11,216	△19.1	10,269	△8.4	9,967	△2.9	8,860	△11.1	7,387	△16.6
65歳以上（b）	11,231	9.4	13,030	16.0	15,300	17.4	17,160	12.2	18,398	7.2
（a）/総数 若年者比率	15.0%	—	14.5%	—	14.7%	—	13.6%	—	11.9%	—
（b）/総数 高齢者比率	15.1%	—	18.4%	—	22.5%	—	26.4%	—	29.6%	—

区分	平成22年		平成27年		令和２年	
	実数	増減率	実数	増減率	実績	増減率
総数	人 58,911	% △5.1	人 54,917	% △6.8	人 49,820	% △9.3
０歳～14歳	7,282	△11.0	6,266	△14.0	5,258	△16.1
15歳～64歳	32,623	△8.0	28,866	△11.5	24,706	△14.4
うち 15歳～29歳（a）	6,174	△16.4	5,530	△10.4	4,725	△14.6
65歳以上（b）	18,937	2.9	19,725	4.2	19,856	0.66
（a）/総数 若年者比率	10.5%	—	10.1%	—	9.5%	—
（b）/総数 高齢者比率	32.2%	—	35.9%	—	39.9%	—

表１－１（２）　人口の推移（国勢調査）

区　分	平成 12 年	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和２年	
	実数（構成比）	実数（構成比）	増減率	実数（構成比）	増減率	実数（構成比）	増減率	実数（構成比）	増減率
総　数	人 65,033	人 62,058	% △4.6	人 58,911	% △5.1	人 54,917	% △6.8	人 49,820	% △9.3
男	31,769 (48.9%)	30,174 (48.6%)	△5.0	28,604 (48.6%)	△5.2	26,642 (48.5%)	△6.9	24,339 (48.9%)	△8.6
女	33,264 (51.1%)	31,884 (51.4%)	△4.1	30,307 (51.4%)	△4.9	28,275 (51.5%)	△6.7	25,481 (51.1%)	△9.9

表１-１（３）　人口の今後の見通し

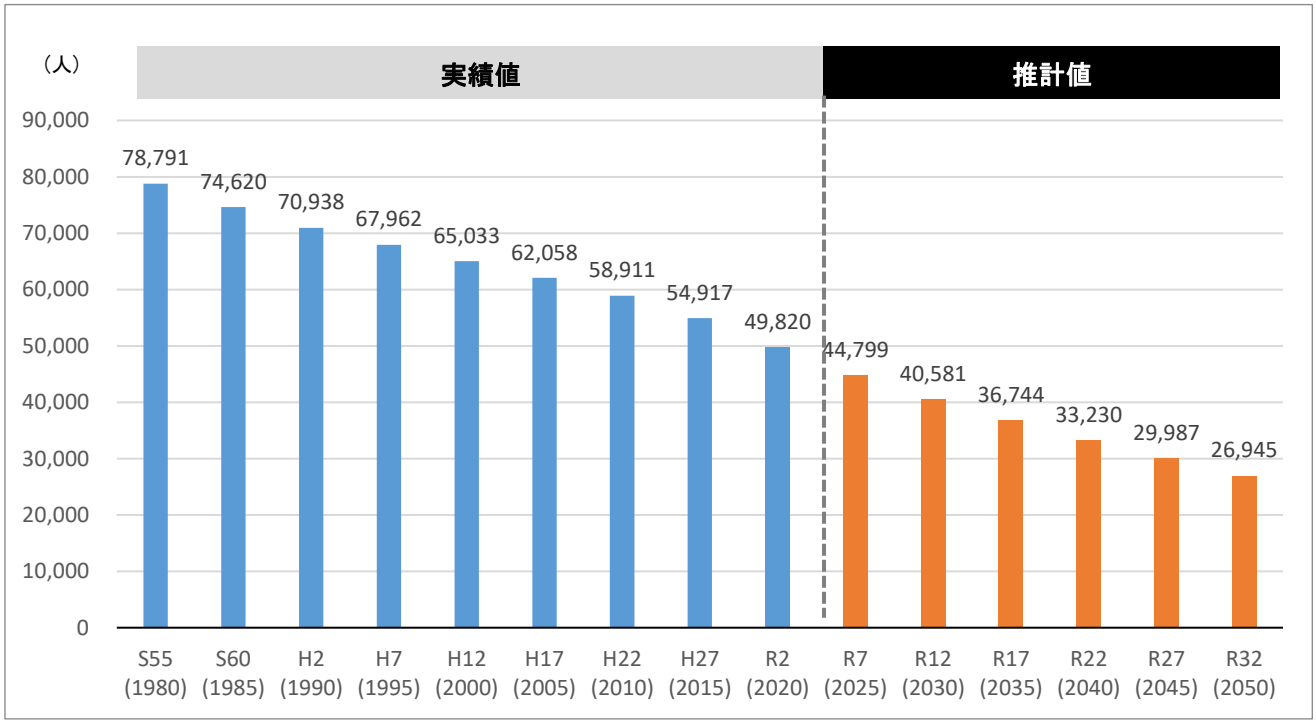

出典：実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所

表１－１（４）　産業別人口の動向（国勢調査）

区　分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数 （構成比）	実数 （構成比）	増減率	実数 （構成比）	増減率	実数 （構成比）	増減率	実数 （構成比）	増減率
総　数	人 50,493	人 49,642	% △1.7	人 49,729	% 0.2	人 46,064	% △7.4	人 42,826	% △ 7.0
第一次産業 就業人口比率	31,085 (61.6%)	26,144 (52.7%)	△15.9	22.166 (44.6%)	△15.2	15,965 (34.7%)	△28.0	12,140 (28.3%)	△24.0
第二次産業 就業人口比率	10,104 (20.0%)	13,108 (26.4%)	29.7	15,641 (31.5%)	19.3	16,865 (36.6%)	7.8	16,160 (37.7%)	△4.2
第三次産業 就業人口比率	9,296 (18.4%)	10,385 (20.9%)	11.7	11,918 (24.0%)	14.8	13,205 (28.7%)	10.8	14,518 (33.9%)	9.9%
分類不能	8 (0.0%)	5 (0.0%)	△37.5	4 (0.0%)	△20.0	29 (0.1%)	625.0	8 (0.0%)	△72.4

区　分	昭和 60 年		平成２年		平成７年		平成 12 年	
	実数 （構成比）	増減率	実数 （構成比）	増減率	実数 （構成比）	増減率	実数 （構成比）	増減率
総　数	人 40,100	% △6.4	人 38,771	% △3.3	人 37,552	% △3.1	人 35,184	% △6.3
第一次産業 就業人口比率	9,556 (23.8%)	△21.3	7.032 (18.1%)	△26.4	5,489 (14.6%)	△21.9	5,049 (14.4%)	△8.0
第二次産業 就業人口比率	16,362 (40.8%)	1.3	16,966 (43.8%)	3.7	15,942 (42.5%)	△6.0	13,705 (39.0%)	△14.0
第三次産業 就業人口比率	14,180 (35.4%)	△2.3	14,769 (38.1%)	4.2	16,118 (42.9%)	9.1	16,411 (46.6%)	1.8
分類不能	2 (0.0%)	△75.0	4 (0.0%)	100.0	3 (0.0%)	△25.0	19 (0.1%)	533.3

区　分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和２年	
	実数 （構成比）	増減率	実数 （構成比）	増減率	実数 （構成比）	増減率	実数 （構成比）	増減率
総　数	人 33,159	% △5.8	人 29,992	% △ 9.6	人 28,551	% △4.8	人 26,103	% △8.6
第一次産業 就業人口比率	4,642 (14.0%)	△8.1	3,722 (12.4%)	△19.8	3,244 (11.4%)	△12.8	2,842 (10.9%)	△12.4
第二次産業 就業人口比率	11,567 (34.9%)	△15.6	9,373 (31.3%)	△19.0	8,755 (30.7%)	△6.6	7,562 (29.0%)	△13.6
第三次産業 就業人口比率	16,929 (51.1%)	3.2	16,515 (55.1%)	△2.4	16,218 (56.8%)	△1.8	15,394 (59.0%)	△5.1
分類不能	21 (0.1%)	10.5	382 (1.3%)	1,719.0	334 (1.2%)	△12.6	305 (1.2%)	△8.7

(3)　行財政の状況

ア　行財政の状況

十日町市は平成17年４月１日に旧十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町が合併して誕生し20年が経過しました。その間、それぞれの地域の強みをさらに生かし、弱い部分は補い合いまちづくりを進めてきましたが、山間地を中心に、高齢化や担い手不足が顕著となり、集落機能の維持が困難になりつつある集落が増加していくことが懸念されています。少子高齢化や社会情勢の変化に伴い行政に対するニーズが複雑化・多様化する中、限られた職員数で安定的かつ質の高い市民サービスを提供するには、職員の能力をさらに引き出し、より効果的・効率的な行政運営を行うことが必要です。

当市の令和６年度の経常収支比率は93.6%となっており、合併からの長期的な視点で振り返ってみると、年度ごとの波はあるものの、公債費の適正なコントロールなどにより、基調として改善傾向にあります。財政力指数は0.330（３か年平均）となっており、県内市町村の中でも低く、地方交付税に大きく依存する状況が続いています。引き続き中長期的な視点に基づき地方債の新規発行額と償還額のバランスに留意しながら残高をコントロールし、経常的経費の削減や財政調整基金の適正管理に努めていくことが重要です。今後においては、徹底した事業の「選択と集中」や「ワイズスペンディング」により限られた財源を有効活用し、持続可能な財政運営を進める必要があります。

表１－２（１）　市の財政状況（一般会計）　（単位：千円）

区　　分	平成22年度	平成27年度	令和２年度	令和６年度
歳入総額　A	39,304,729	40,521,952	43,492,258	40,572,469
一般財源	21,684,299	22,389,422	21,370,603	23,081,498
国庫支出金	3,983,184	4,686,089	11,051,363	5,954,990
県支出金	2,270,493	2,465,608	2,591,013	2,623,308
地方債	5,494,100	5,022,500	3,594,000	2,155,700
うち過疎対策事業債	423,800	506,900	1,133,100	1,425,600
その他	5,872,653	5,958,333	4,885,279	6,756,973
歳出総額　B	37,479,132	38,459,927	41,869,475	38,650,025
義務的経費	13,770,056	13,679,766	13,552,399	14,976,035
投資的経費	6,815,286	8,331,426	5,128,081	4,167,714
うち普通建設事業	6,785,071	8,154,691	4,902,004	4,092,060
その他	16,893,790	16,448,735	23,188,995	19,506,276
過疎対策事業費	2,145,844	758,817	1,905,498	2,481,374
歳入歳出差引額　C（A－B）	1,825,597	2,062,025	1,622,7833	1,922,444
翌年度へ繰越すべき財源　D	190,188	317,878	154,079	110,654
実質収支　C－D	1,635,409	1,744,147	1,468,704	1,811,790
財政力指数	0.402	0.367	0.338	0.330
公債費負担比率	18.6	－	－	-
実質公債費比率	16.4	12.7	11.9	14.0
起債制限比率	－	－	－	-
経常収支比率	90.4	92.8	97.5	93.6
将来負担比率	94.3	88.3	103.1	73.6
地方債現在高	40,950,322	44,358,994	46,798,958	39,711,773

イ　主要公共施設の状況

令和６年度末の公共施設の整備状況は、市道の改良率が 63.4%、舗装率が 73.1%となっており、年々向上しています。豪雪地である本市にとっては冬期交通の確保が重要な課題となっており、安全かつ円滑な交通確保のため、今後とも計画的に整備していく必要があります。

水道では、水道普及率が 99.0%に達した一方で、配水管の老朽化等による事故や災害による断減水が全国的に相次いでいることから、今後も計画的な施設の更新及び耐震化を進める必要があります。また、下水道では、水洗化率が 95.4%であり、年々向上していますが、水道施設同様に老朽化した施設の更新及び耐震化を進めるとともに、持続可能な事業運営を図るため、統合などの施設効率化を図る必要があります。

令和５年度末の病院・診療所の人口千人当たりの病床数は 7.4 床と県病床数（12.3 床）を 4.9 床下回っており、市民がいつでも安全に安心して医療サービスが受けられるよう、医療施設の確保・整備とともに、医師をはじめとする医療従事者の確保が求められています。

表１－２（２）　主要公共施設等の整備状況

区　　分	昭和 55 年度末	平成２年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和２年度末	令和６年度末
市町村道						
改良率（%）	28.9	45.2	53.5	61.7	63.2	63.4
舗装率（%）	26.3	57.5	66.9	70.5	72.6	73.1
農道						
延長（m）	364,000	600,532	464,940	159,826	204,897	204,897
耕地１ｈａ当たり農道延長（m）	36.4	66.8	61.5	－	－	－
林道						
延長（m）	78,140	105,673	145,062	165,412	164,777	164,782
林野１ｈａ当たり林道延長（m）	4.7	5.1	5.0	－	－	－
水道普及率（%）	85.7	92.1	96.4	97.7	98.3	99.0
水洗化率（%）	0.3	25.2	60.1	81.3	94.7	95.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	10.94	11.47	11.92	12.50	7.20	7.44

※平成 12 年度末以前の農道延長には、土地改良区等の管理延長を含む。

※人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）は令和５年度末の状況。

(4)　地域の持続的発展の基本方針

これまでの過疎対策は、道路整備、水道・下水処理施設の整備など生活環境の整備、基盤整備を始めとした産業振興、少子高齢化に対応した福祉施策、教育施設の整備など教育の振興のほか、地域活性化のため、観光レクリエーション施設、歴史・文化施設の整備を推進してきました。

これらの対策事業により、地域の基盤整備が進み、生活や経済活動の利便性が向上するとともに、都市との交流が拡大するなど地域の活性化が図られました。

今後も厳しい財政状況の中において、引き続き産業基盤や生活環境の維持、向上を図る必要があるとともに、時代の変化に対応した地域振興策が必要であることから、ハード・ソフト両面において過疎対策を推進していく必要があります。

このため、第三次総合計画のまちづくりの基本方針である

○ 人にやさしいまちづくり

○ 活力ある元気なまちづくり

○ 安全・安心なまちづくり

○ 協働と共創のまちづくり

の４つの方針に基づき、市全体の発展を目指します。

【人にやさしいまちづくり】

こどもから高齢者まですべての市民が、生涯を通じて元気で健やかに、自分らしく心豊かに暮らせる十日町市を目指します。

安心してこどもを産み育て、地域社会全体でこどもと子育て家庭を支える環境づくりを推進するとともに、次代を担うこどもたちが健やかに育ち、創造性ある将来を切り拓いてもらうため~~に~~、質の高い教育・保育サービスを提供し、夢の実現を応援します。また、日常生活に不安や困難を抱える人を、地域全体で支え合いができる環境づくりや、医療提供体制の整備を推進します。

【活力ある元気なまちづくり】

十日町市の自然や歴史、文化など特色ある多様な地域資源を磨き上げ、山も里もまちなかも元気で、魅力と活力あふれる十日町市を目指します。

磨き上げた魅力を発信し、新たな交流の促進やこれまでの繋がりの深化により、地方への人の流れを創出するとともに、チャレンジする企業や人材等への後押しにより、将来の担い手の確保・育成を図り、活力ある農林業と力強い産業による地域の活性化を図ります。また、全ての世代が学び、活動できる環境づくりを推進します。

【安全・安心なまちづくり】

市民が一年を通じて、安全・安心で快適な生活を送ることができる十日町市を目指します。

防災や克雪対策、救急体制の充実を図るとともに、道路、上下水道等の整備、公共交通サービスの充実により暮らしやすい社会基盤づくりを推進します。また、豊かな自然環境を将来にわた

って保全しつつ、地域資源の効果的な活用により、持続可能な脱炭素・循環型社会の構築を推進します。

【協働と共創のまちづくり】

お互い尊重し合い、また、多様な主体との協働・共創による持続可能な地域づくりにより、未来を切り拓く十日町市を目指します。

一人ひとりの人権が尊重され、全ての市民が活躍できるまちづくりを進めるとともに、協働と共創のまちづくりを推進します。また、効果的・効率的な行財政運営に取り組みます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

項目	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
総人口	49,820 人 （R2 国勢調査値）	40,416 人 （R5 社人研推計値）を上回る
移住者数※	123 人	150 人

※市の移住促進事業等を活用して移住した人数

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、本市の最上位計画である第三次十日町市総合計画前期基本計画に基づき策定していることから、毎年度、計画の進捗管理を目的に実施する、「第三次十日町市総合計画前期基本計画の達成度報告書」をもって、本計画の達成状況の評価とします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和８年４月１日から令和 13 年３月３１日までの５か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

十日町市公共施設等総合管理計画と整合を図り、次の基本原則に基づき公共施設等の維持管理や更新・統廃合、長寿命化などを計画的に推進していきます。

① 次世代の負担を考慮した適正な公共施設の保有
② 維持管理及び運営にかかる費用の縮減
③ 利用者の安全に配慮した公共施設などの適正な維持管理
④ まちづくりへの推進に向けた貢献

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

⑴　移住及び定住

＜現状と問題点＞

・　高校卒業を機に市外への転出超過が続いており、特に女性は「希望する進学先や就職先が少ないこと」を理由とした転出が多い状況です。市ではこれまでに、地元就業の醸成を図る「まちの産業発見塾」や、地域の魅力を深掘りするキャリア教育を実施してきました。今後は、さらに地元定着の増加を図るため、地域の自然や文化などの理解を深める教育の推進や、若者や女性が暮らしやすく・働きがいのある環境の更なる充実が必要です。

・　大地の芸術祭や地域おこし協力隊の活動をとおして、この地域の棚田や豊かな自然に魅力を感じ移住する人々が増加しています。また移住者の中には、移住相談窓口や協力隊の受入れ、複業支援など移住定住のサポート役として活躍している人材が数多くいます。今後は、こうした好事例が市内全域に広がるよう、市民自らが人口減少対策を「自分ごと」として捉えるための取組みを進める必要があります。

・　地方暮らしに魅力を感じ、生活拠点とは別の地域を往来する「二地域居住」などの「関係人口」が増えています。市内への移住を後押しするため、市独自の移住支援制度の更なる拡充に加え、住まいや暮らしに関する相談対応など、移住や二地域居住の促進に繋がる支援を進める必要があります。また、当市の充実した移住支援制度が十分に周知されていないため、市内外に向けた情報発信の強化が必要です。

＜その対策＞

・　高校生向けの地元体験ツアーやまちの産業発見塾を開催し、若者が地元の魅力を再発見できる機会を創出します。また、当市での安心・充実した暮らしや、結婚・子育てなどライフデザインについて考えるセミナーを開催します。

・　高校卒業後もこの地域を離れずに、市外の高等教育機関へ通学する人や、市内に就職した学生など、地元を選び活躍する若者を支援します。

・　地域の未来を担う人材を確保するため、大学等を卒業後の地元就職者などに対し、奨学金の返還を軽減する支援を行います。

・　地域自治組織や地域おこし協力隊等と連携し、地域が主体となったＵＩターンの促進や関係人口の増加に向けた取組みを支援します。

・　生徒数の減少が続いている市内の高等学校の入学志願者を増やすため、地域外から留学生を募集する「地域留学制度」を導入し、関係人口の創出を図ります。

・　若者の地元定着やＩターン学生の増加を図るため、連携協定を締結している大学等のサテライトキャンパスや、当市の地域資源を生かした高等教育機関の誘致を推進します。

・　安心してこの地域で暮らせるよう、移住支援窓口において「仕事・住まい・子育て」、「移住等に関する補助金」等の相談や、移住者同士のコミュニティの場の提供など、移住前から移住後まで総合的なサポートを提供します。

・　若者や女性、子育て世代にとって働きやすい企業の紹介や、住まいに関する情報をさらに充実させ、ホームページやＳＮＳ等で分かりやすく発信します。

・　テレワークの環境整備や家賃補助など移住者への支援に加え、二地域居住者向けの二拠点ハウスの整備や、関係人口を登録するふるさと住民票の発行など、「働く場」や「暮らす場」、「第二のふるさと」として、当市を選んでもらえる支援の拡充を進めます。

⑵　地域間交流の促進

＜現状と問題点＞

・　大地の芸術祭は、アートを通じた地域づくりの先進事例として、世界各国の著名な組織やメディアに取り上げられ、国内外で高く評価されています。引き続き、訪れる人と地域との関係を生かし、交流人口の拡大と持続性のある地域づくりを進めていく必要があります。

・　大地の芸術祭のオフィシャルサポーターやまつだい棚田バンクオーナー、連携協定を結んだ大学や企業など、市外からの応援者が増加しています。持続可能な文化観光の推進に向けては、企業をはじめとする地域外の応援団の一層の拡大が必要です。

・　当市の里山に点在する棚田は、農地を守り続けてきた先人や棚田に魅力を感じて移住してきた人々の活躍により、国の「つなぐ棚田遺産」に全国最多 14 地区が認定されました。今後は、地域住民で立ち上げた連絡協議会を核として、地域資源の磨き上げやブランド化、応援団の確保に取り組むことが必要です。

＜その対策＞

・　持続可能な地域づくりを目指し、大地の芸術祭のブランド力を生かして地域内外の交流を促進し、コミュニティの活性化と交流人口の拡大を図ります。

・ 大地の芸術祭作品の質をさらに高めるため、作品の選択と保存体制の整備を進め、魅力ある作品の展開を進めます。

・　十日町雪まつりなど雪を生かしたイベントの開催を持続可能な体制で推進し、交流人口の拡大と地域振興につなげます。

・　プロモーション大使など十日町市に関心を持つ人たちのネットワーク化を図り、十日町を応援する仕組みを構築するとともに、新たな十日町ファンの獲得と関係人口の拡大を図ります。

・　市外からの「通い農」などの新たな営農スタイルを推進することで、棚田の維持と継承を支援します。

⑶　人材の育成

＜現状と問題点＞

・　生産年齢人口が急減する傾向にあるため、顕在化している介護の担い手不足はさらに深刻化すると考えられます。このため、介護人材の確保・育成に資する支援や、介護需要を踏まえたサービス提供基盤の整備、適正な要介護認定や介護給付に取り組んできました。今後も持続可能な介護保険制度の維持確保に努める必要があります。

・　令和２年度に開校した県立十日町看護専門学校から、多くの卒業生が市内に就業し、医療従事者の確保に大きく貢献しています。併せて、当市が現在実施する若手医師や看護学生などへ

の支援も一定の成果を挙げていることから、この取組を継続し、医療現場の人材確保に努める必要があります。

- 全国的に農業の担い手は減少傾向にありますが、当市では、地域おこし協力隊の卒業生をはじめ、市外出身者が新たな担い手として活躍しています。また、園芸栽培にチャレンジする移住女子や稲作に取り組むサッカー女子など、新しい就農スタイルが誕生しています。今後も女性や若い世代をはじめとした新規就農者を支援するとともに、就農に関心のある市外出身者に向けて移住部署と連携した情報発信が必要です。
- 少子化や高校卒業後の進学率の上昇により、高卒の就職者数は減少しています。一方、「まちの産業発見塾」などのキャリア教育の効果から高卒の地元就職率は上昇傾向であり、引き続き、地元企業の魅力等を中高生に発信することが必要です。
- 新卒者の就職活動はＳＮＳやオンライン面談などＩＴ技術の活用により大きく変化しています。今後は、インターンシップの受入や情報発信など関係機関と連携した中で時代に即したアプローチや支援が必要です。
- 知識や技術の習得および経営ノウハウの取得など労使ともに人材の育成・成長は重要です。引き続き、業務の効率化や社員のキャリアアップに取り組む企業を支援する必要があります。
- 外国人材は新たな担い手として製造業や医療福祉分野での就労が増加しています。しかしながら、文化の違いや住居の課題に加え、高額な初期費用などにより活用を見合わせている企業もあることから、外国人材の受入に向けた情報発信や支援が必要です。
- 地域のエッセンシャルワーカーである建設業では、高齢化や生産年齢人口の減少により、担い手不足が深刻化しています。将来の担い手を確保するため、就業環境の改善などの働き方改革や、建設 DX による生産性向上を促進する必要があります。
- 民間の路線バスの運行を維持するため、国や県と協調しながら交通事業者への運行費補助を行っています。また、医療機関への直通バスの運行を開始するなど、利便性の向上に努めてきました。今後は、人材不足となっている運転手の確保と路線バスの利用促進を図る必要があります。

＜その対策＞

- 介護人材の確保や介護テクノロジーの導入など業務効率化に向けた支援の強化を進めるとともに、資格取得や研修などによる介護職員の育成のための支援を行います。
- 医師確保策として、市内病院で勤務する若手医師の研究資金貸与や医学生の研修支援などを継続的に実施します。また、看護職員などの確保策として、修学生への資金貸与や市内事業者の就業者に係る支援などを実施します。
- 県立十日町看護専門学校の学生確保の一環として、在学生の支援を実施するとともに、卒業生の市内定着に向け学校との連携を推進します。
- 就農に関する情報発信や就農相談会への参加を促すなど、移住相談窓口と連携することで新たな担い手の確保を推進します。
- 新規就農者が定着できるよう、関係機関でサポート体制を構築し、フォローアップや相談活動を行うとともに、栽培技術や経営スキルの取得を支援します。
- 中学生、高校生に地域企業の魅力を伝えるため、まちの産業発見塾をはじめとしたキャリア教育の充実を図ります。

・　市外の高等教育機関などに通う学生の就職活動を支援するとともに、地域企業を知ってもらうためのインターンシップの受入や企業が行う採用活動を支援します。
・　十日町地区雇用協議会との連携を強化するとともに、ミッション型地域おこし協力隊などを活用し、時代に即した雇用活動の充実を図ります。
・　関係機関と連携し、新入社員実務基礎セミナーなどの各種セミナーや研修会を合同で開催するとともに、従業員の資格取得や業務改善に向けた企業による各種研修への参加を支援します。
・　経営力強化のため経営ノウハウを学ぶ研修などに参加する取組を支援します。
・　十日町地区雇用協議会等と連携を取りながら、高齢者や障がい者など多様な人材が働くことができる環境を整備し、就業機会の創出を図ります。
・　労働力の確保のため、外国人材の採用に取り組む企業を支援します。また、外国人材を採用している企業の取組や制度の概要を未採用企業へ積極的に発信します。
・　担い手確保のため、週休２日制度や適正な工期設定などにより、働き方改革を促進します。
・　公共交通を維持するため、交通事業者が行う運転手確保に向けた取組みを支援します。

【計画】

区　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)　移住・定住	布川地区交流体験施設改修事業	十日町市	
	(4)　過疎地域持続的発展特別事業	ふるさと回帰支援事業 内　容：Ｉターン・Uターン者等への定住支援・助成 必要性：定住促進による集落の維持	十日町市	
		移住支援窓口設置事業 内　容：移住支援員による移住相談の実施等 必要性：移住交流人口の増加による地域活性化	十日町市	
		二地域居住・関係人口支援窓口設置事業 内　容：二地域居住コーディネーターによる相談の実施等 必要性：関係人口の増加による地域活性化	十日町市	
		空き家バンク事業 内　容：空き家物件の情報提供とＵ・Ｉ・Ｊターン者への定住支援・助成 必要性：定住促進による集落の維持	十日町市	
		ミッション型地域おこし協力隊活用事業 内　容：空き家の利活用をミッションとする地域おこし協力隊を委嘱。空き家物件の情報提供とＵ・Ｉ・Ｊターン者への定住支援・助成 必要性：定住促進による集落の維持	十日町市	
		大学生等通学定期代補助事業 内　容：十日町市から大学等に公共交通機関を利用して通学している学生へ、通学定期代を支援 必要性：若者の地元定住化の促進	十日町市	
		新規卒業者地元就職祝金支給事業 内　容：十日町市に住み続け、市内の事業所等に就職した新規卒業者に対して、就職祝金を支給 必要性：若者の地元定住化の促進	十日町市	
		越後田舎体験推進事業 内　容：首都圏児童生徒の体験旅行受入・交流 必要性：交流人口の拡大による地域活性化	十日町市	
		里山応援便運行事業 内　容：農業体験、ボランティア、移住定住検討による来市のための市外・本市間の無料直通バスの運行 必要性：農作業の担い手の確保、関係人口の拡大	十日町市	
		コモ市国際交流事業 内　容：姉妹都市間における「きもの・食」を通じた人的交流及びイベント等の開催 必要性：交流人口の拡大による地域活性化	十日町市	

		地域間人材育成事業 内　容：なかさと交流児童受入、訪問補助 必要性：児童の健全育成を図るため。	十日町市	
		松代地域交流事業 内　容：早稲田大学、世田谷区等との交流 必要性：交流の深化	十日町市	
		十日町地域スポーツ振興事業 内　容：和光市との交流 必要性：交流サッカーを通じ、防災協定締結の和光市との親睦・交流を図る。	十日町市	
		奨学金貸付事業 内　容：奨学金の貸与 必要性：経済的理由により修学が困難な者への支援	十日町市	
		UI ターン促進奨学金等返還支援事業 内　容：UI ターン者の奨学金返還を支援 必要性：大学生等の地方定着促進	十日町市	
		看護師･理学療法士等修学資金貸与事業 内　容：看護職員、介護職員に就業支度金を支給する事業者への補助金 必要性：不足する市内の看護職員及び介護職員の確保	十日町市	
		看護学生支援事業 内　容：県立十日町看護専門学校に通う学生への家賃・通学費の補助 必要性：看護師確保	十日町市	
		中小企業人材育成支援事業 内　容：各種研修機関での研修受講費の補助 必要性：社員研修の支援により企業の経営力強化を図る	十日町市	
		新入社員セミナー事業、社会人準備セミナー事業 内　容：新入社員セミナーや社会人準備セミナーなどを実施する十日町地区雇用協議会への支援 必要性：新入社員研修の支援により企業の経営力強化を図る	十日町市	

３　産業の振興

(1)　農林水産業の振興

①　農業

＜現状と問題点＞

- 十日町市の農家数は、高齢化や後継者不足などにより平成 12 年度から令和２年度までの間で 42%減少しています。一方で、法人を含む認定農業者の耕作面積は増えており、担い手への農地集積が進んでいます。今後は、目標地図に基づく守るべき農地を地域で話し合い、地域計画に位置付けた多様な担い手への農地集積・集約をさらに促進する必要があります。
- 平場では、担い手への農地の集積率が 40%を超えており、経営面積が 60ha を超える法人が４社誕生しています。今後は、スマート農業機械による省力化や生産性の向上、農地中間管理事業の活用など効率的な営農体制づくりが必要です。
- ほ場整備は、過去 10 年間で 10 地区 212.9ha の工事に着手しました。これにより農作業の効率化が進み、生産コストの低減などに繋がっています。一方で、整備率 53.9%は県内平均よりも低いため、今後も着実にほ場整備を進める必要があります。
- 十日町市の農業算出額は、平成 27 年の 109 億円から令和５年には 120 億円と増加していますが、近年の異常気象による収穫量の減少や物価高騰による経費の増加など、厳しい農業経営が続いています。今後は、地域特性を生かした商品開発や販路開拓、新たな利益を生む取り組みにチャレンジする農業者への支援が必要です。
- 新潟県の園芸戦略に基づき、枝豆の一億円産地化を達成しました。持続可能な農業を実現するためには、米だけに依存しない営農手段が求められています。今後は、新たな園芸戦略に基づき、経営体数や販売額の増加に取り組むことが必要です。

＜その対策＞

- 農業の担い手を育成・確保するため、意欲ある農業者を認定農業者に認定し、農業機械などの導入や更新、複合営農などの農業経営の強化を支援します。
- 地域計画に位置付けた担い手への農地集積を推進するため、農地中間管理事業などを活用し、効率的な営農体制づくりを支援します。
- 農作業の省力化や生産性の向上を図るため、AI 技術などを活用したスマート農業の導入を支援します。
- ほ場の大区画化など生産基盤の整備を計画的に推進することで、農地の集積・集約による経営規模の拡大、生産コストの低減や水田の汎用化を図ります。
- 魚沼コシヒカリや妻有ポークをはじめ、地域特性を生かした雪室米や棚田米、有機栽培などによるブランディングを図り、自ら販路を開拓する農業者を支援することで、安定した農業所得の確保に取り組みます。
- 農業者の所得向上を図るため、ふるさと納税制度や農業系カーボンクレジットなどの活用に取り組みます。
- 米だけに依存しない複合営農を推進するため、関係機関と連携して「ねぎ」や「枝豆」などの園芸作物の拡大、推進品目の販売額３割増を目指した産地づくりを支援します。

②　林業

＜現況と問題点＞

- 市内の森林面積 39,511ha のうち、市の管理面積は 1,365ha です。豊富な森林資源の循環利用を促進するため、過去 10 年間で合計 330ha の森林整備を行ってきました。また、林業を取り巻く環境は大きく変化し、温室効果ガスの排出削減目標達成に向けた財源として、森林環境譲与税の活用が始まりました。今後は、この新たな財源を基に、計画的な森林整備を継続して進めることが必要です。
- 世界的に脱炭素が求められる中、森林クレジットの取組みなど、森林が持つ多面的機能の重要度が高まっています。市では、令和元年からの 7 年間で合計 1,348 トンの二酸化炭素吸収量を森林クレジットとして発行してきました。大企業による「排出量取引」が義務化されたことで、カーボン・オフセット制度への取組みが一層加速することから、森林クレジットのさらなる創出と活用が必要です。

＜その対策＞

- 市有林・市行造林の将来的な主伐・再造林を見据えた計画的整備を進めます。
- 森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度により、積極的な私有林整備を推進します。
- 人工林及び天然林の主伐材や間伐材は、建築材やバイオマス燃料、菌床利用など用途に応じた活用を図ることで、 市内での循環利用を推進します。
- カーボン・オフセット制度の取組みを推進し、森林クレジットの創出と販売収益を活用した林業の活性化を図ります。

(2)　地域産業の振興

＜現況と問題点＞

- 製造業や宿泊業・飲食サービス業はコロナ禍に売り上げが減少しましたが、積極的な投資もあり、現在は増加傾向にあります。特に、製造業では食料品製造業が成長を続けており、さらなる投資による規模拡大が期待されます。企業設置奨励事業などでは、平成 21 年度から 53 社の設備投資を支援し、新たに 537 人が雇用されるなど一定の効果がありました。引き続き企業設置奨励事業などの支援を継続・拡充することが必要です。
- 繊維工業では、生活様式や価値観の変化により規模縮小が続いているため、きものの伝統技術継承とともに産地として販路拡大につながる取組への支援が必要です。
- 消費者からは、地域ならではの商品に加え、販売方法やサービス提供方法の多様化が求められています。特に新たな販路として、ふるさと納税による売り上げが増加しています。日本遺産に指定された雪国文化や大地の芸術祭など、多くの地域資源を生かした商品開発や販売力を伸ばす取組への支援が必要です。
- ＡＩやＩＣＴを活用し、生産性や販売力の強化を図るとともに、新たなビジネスを創出することが求められています。当市では、多くのＩＴ関連企業が活躍しており、それらの企業と異業種との連携深化を支援することにより、ＤＸの推進を図り、地域産業の発展に繋げる必要があります。

＜その対策＞

・　基幹産業の一つである繊維関連企業の維持・発展のため、商工団体などと連携し、きものの魅力発信や販路拡大につながる取組を支援します。

・　日本遺産に認定された雪国文化や、大地の芸術祭、国宝・火焔型土器、魅力ある地元食材などの地域ブランドを生かし、新たな商品開発とサービスの提供を行う企業を支援します。

・　地域資源を生かした製品の販路拡大に向け、ふるさと納税サイトの活用や各種展示会への参加など、積極的に製品の魅力を発信する企業を支援します。

・　生産性向上のため、ＡＩ、ＩＣＴなどの先端技術を活用する事業者の設備投資を支援します。

・　市内の情報サービス関連事業者と、ＤＸの推進などを図る市内企業のマッチングを促進し、市内での先端技術の導入を支援するとともに、情報サービス業の発展につなげます。

⑶　起業の促進

＜現状と問題点＞

・　ビジネスプラン審査会の開催や創業相談などに取り組み、120 件の創業につながっています。また、創業後の伴走支援により安定的な経営につながっています。引き続き、新規ビジネスへのチャレンジに対する積極的な支援が必要です。

＜その対策＞

・　専門家による起業・創業相談を充実するとともに、セミナーなどの開催により起業者や第二創業を目指す事業者を支援します。また、創業後の伴走支援にも積極的に取り組みます。

・　十日町市ならではの創業プランや新しい事業プランなど、優秀なプランには補助金の上乗せ支援を行います。

⑷　商業の振興

＜現状と問題点＞

・　地域産業を支えている中小企業・小規模事業者は、事業主の高齢化などにより事業所数は減少傾向にあります。持続的な事業活動に向け、商工団体などと連携しながら、企業の事業承継・M&Ａを支援する必要があります。

・　十日町インターチェンジ（仮称）及び市道高山水沢線の整備が進められています。新たな流通経路の整備に合わせ、明石工業団地の充実を図るため、企業や関係機関と連携しながら再整備に向けた検討を進める必要があります。

・　中心市街地内にあった商業施設跡地は民間資本や国の補助事業の活用により、十日町産業文化発信館やサービス付き高齢者住宅として生まれ変わり、幅広い世代に利用され、にぎわいを見せています。近年では十日町病院の改築や看護専門学校の開校、児童センター「めごらんど」のオープン及び通信事業者の進出、地元食材を使用した飲食店の出店など、新たなにぎわいを見せています。一方で、人口減少や消費スタイルの変化などを背景として、空き地・空き家・空き店舗が増加しており、それらへの対策が必要です。

＜その対策＞

- 中小企業・小規模事業者の持続的な事業活動に向け、商工会議所、商工会とともに伴走支援に取り組みます。
- 経営者の高齢化や後継者不足に対応するため、新潟県や関係団体と連携し、企業の事業承継・M&Aを支援します。
- 企業誘致に向け、各種支援制度の情報発信に努めるとともに、クラウドファンディングによる資金確保などの新たな取組を支援します。
- 工業団地内の企業や関係団体と連携し、工業団地の再整備に向けた計画策定に取り組みます。
- 近年のまちなか施設整備に伴う、新たな中心市街地での人の流れを生かしながら、さらなるにぎわい創出に取り組みます。
- 空き地・空き家等を活用した大地の芸術祭と関連するイベントの開催やシンボルスポット（芸術作品）の設置などを検討し、市内外からの集客を図り、中心市街地の活性化を推進します。

(5) 観光の振興

＜現状と問題点＞

- 日本遺産に認定された雪をルーツとする文化ストーリー（着もの、食べもの、建もの、まつり、美）をもとに、着物文化や縄文文化を生かした新たな商品開発の支援を進めてきました。今後も、こうした取り組みをさらに推進し、観光資源として一層の活用を図る必要があります。
- コロナ禍において、アウトドア需要に着目し、スキー場やキャンプ場の整備を進めたことで、雪上キャンプなど雪を直接体験できる観光コンテンツの充実が図られました。今後も、自然景観や地域の風土を生かした滞在型・体験型観光のさらなる推進が必要です。
- 文化観光施策の推進と並行して、宿泊・飲食業では消費単価向上の流れが生まれています。宿泊業では、リゾート宿泊施設において地元と連携した食事や体験の充実が図られ、松之山温泉では温泉熱の利活用や地産地消などの地域ぐるみの取組と合わせて、富裕層をターゲットとした客室の改修などが進められています。飲食業では、地元食材や食文化の活用など、雪国の風土を体感できる食を提供する動きが出始めています。今後は、消費単価向上の流れをさらに加速させるとともに、インバウンド市場において訴求力を高めていく必要があります。
- 清津峡渓谷トンネルや新博物館、まつだい城山、アウトドア施設などを拠点とした新たな人の流れの創出に取り組む中で、観光をビジネスチャンスと捉える事業者も増えています。古民家や廃校を活用した体験型の宿泊施設や女性目線での新商品開発のほか、農業者の観光ビジネスへの参入なども始まっています。今後も、文化観光コンテンツを活用した観光ビジネスへの参入の奨励により、消費機会を拡大し、経済波及効果を高めていく必要があります。
- 来訪者が年間 30 万人を超える清津峡渓谷トンネルにおいて観光案内所の開設や周遊バスの実証実験など、観光客の周遊促進に取り組んできました。引き続き、多様な２次交通の整備や観

光情報の発信によって観光客の回遊を促進し、文化観光施策を観光ビジネスに繋げていく必要があります。

＜その対策＞

- 日本遺産ストーリーを構成する着物や縄文を、観光資源としてさらに活用するため、専門ガイドの育成や多言語対応の強化を図るとともに、体験型商品の開発支援を推進し、地域全体での魅力発信と誘客力の向上を目指します。
- 新たな文化観光の拠点施設として、笹山縄文広場と節黒城跡周辺の再整備を進め、地域資源の魅力向上と観光振興につなげます。
- 特徴的な自然景観や地形、気候風土を生かした雪上キャンプなどの滞在型・体験型観光の推進と新たなコンテンツの開発支援を行い、誘客と消費拡大を目指すとともに、観光公害対策に配慮し、観光コンテンツの魅力向上を図ります。
- 旅行者のニーズが多様化する中で、より満足度の高い観光を提供するため、宿泊施設や飲食店等において、ターゲットに合わせた上質な滞在環境の整備を支援します。
- 雪国の特色ある四季や豊富な食材のほか、日本遺産ストーリーなどを活用した商品・サービスの高付加価値化などを支援し、消費単価の向上を図ります。
- 多様な観光客の受入環境を整えるため、施設の多言語化やキャッシュレス化、バリアフリー化を支援します。
- 地域資源を活用した商品・サービスや受入施設をさらに充実させるため、商品開発や施設整備を支援します。
- 民間事業者と連携し、ツアーバスや観光タクシー、レンタサイクルなど多様な２次交通の充実を図ります。また、ライドシェアの導入を検討します。

【計画】

区　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
産業の展開	(1)　基盤整備	経営体育成基盤整備事業	新潟県	
		県営農地環境整備事業	新潟県	
		県営かんがい排水事業	新潟県	
		県営ため池等整備事業	新潟県	
		県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	新潟県	
		県営中山間地地域総合農地防災事業	新潟県	
		県営中山間地域農業農村総合整備事業	新潟県	
		県営民間技術連携型棚田地域振興整備事業	新潟県	
		団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業	十日町市	
		農地耕作条件改善事業	十日町市	
		県単農業農村整備事業	十日町市	
		市有林・市行造林整備事業	十日町市	
		民有林整備支援事業	十日町市	
		ふるさとの木で家づくり事業	十日町市	
		森林経営管理事業	十日町市	
		水資源造林事業	十日町市	
	(3)　経営近代化施設	きのこ王国支援事業	十日町市	
		川西有機センター機械設備更新事業	十日町市	
	(9)　観光又はレクリエーション	大地の芸術祭拠点施設等改修事業	十日町市	
		ナカゴ・節黒城跡周辺再整備事業	十日町市	

		千手温泉施設整備事業	十日町市	
		光の館設備更新事業	十日町市	
		川西総合緑地公園整備事業	十日町市	
		清津峡観光施設整備事業	十日町市	
		清田山キャンプ場施設整備事業	十日町市	
		宮中ダム周辺整備事業	十日町市	
		七ツ釜観光施設整備事業	十日町市	
		中里源泉施設整備事業	十日町市	
		ゆくら妻有施設整備事業	十日町市	
		松代棚田ハウス改修事業	十日町市	
		ふるさと会館施設整備事業	十日町市	
		観光施設整備事業	十日町市	
		松代ファミリースキー場施設整備事業	十日町市	
		松代ファミリースキー場圧雪車更新事業	十日町市	
		まつだい芝峠温泉施設整備事業	十日町市	
		清水ミュージアム施設整備事業	十日町市	
		奴奈川キャンパス施設整備事業	十日町市	
		大厳寺キャンプ場施設整備事業	十日町市	
		松之山温泉センター施設整備事業	十日町市	
		松之山温泉スキー場施設整備事業	十日町市	
		大地の芸術祭廃校舎・空家再活用事業	十日町市	
		雪国農耕文化村センター施設整備事業	十日町市	
		三省ハウス改修事業	十日町市	
		総合福祉センター整備改修事業	十日町市	
	(10)　過疎地域持続的発展特別事業	新規就農総合支援事業 内　容：新規就農者への経営準備費助成 必要性：就農者の経営安定化	十日町市	
		担い手農業経営支援事業 内　容：認定農業者等担い手の経営支援 必要性：農業担い手の負担軽減と経営の安定化	十日町市	
		畜産振興対策事業 内　容：家畜伝染病予防接種や畜産環境対策の補助等 必要性：畜産農家の負担軽減と畜産臭気等の改善	十日町市	
		中山間地域等直接支払交付金事業 内　容：農業用機械及び施設の整備に対する補助 必要性：農業生産の維持・発展や地域の活性化のため	十日町市	
		環境保全型農業直接支払交付金事業 内　容：化学肥料等を原則５割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止等に効果が高い営農活動に取組む農業者等への補助 必要性：温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い環境保全型農業を推進するため	十日町市	
		鳥獣被害防止対策事業 内　容：実施隊の謝礼、協議会への助成等 必要性：クマ、イノシシ等の農作物等への被害防止	十日町市	
		多面的機能支払交付金事業 内　容：農業の多面的機能の維持・発揮のための共同で取り組む地域活動に対する支援 必要性：地域資源の保全管理に係る事業であるため	十日町市	
		経営所得安定対策推進事業 内　容：経営所得安定対策の推進に必要となる事務費 必要性：経営所得安定対策交付金事務を円滑に進める必要があるため	十日町市	
		カーボン・オフセット事業 内　容：森林整備による CO2 吸収量をクレジットとして発行し販売する 必要性：森林による CO2 吸収量を確保し地球温暖化に貢献するため	十日町市	
		ミッション型地域おこし協力隊活用事業 内　容：新規就農者の確保や支援、認定農業者の支援、棚田活用の支援 必要性：担い手確保による農業の維持	十日町市	
		６次産業等支援事業 内　容：新商品開発、販売力強化、販路拡大 必要性：産業の活性化、生産者所得の向上	十日町市	

		十日町織物工業協同組合助成事業 内　容：きもの展示・販売会などへの助成 必要性：きものの需要・販路拡大による地場産業の振興	十日町市	
		十日町織物販路開拓支援事業 内　容：首都圏等でのきもの展示販売会の実施 必要性：きものの需要・販路拡大による地場産業の振興	十日町市	
		販路拡大支援事業 内　容：市内事業所の国内外見本市等への出展経費助成 必要性：市内事業所の販路拡大による産業活性化	十日町市	
		頑張る企業競争力アップ事業 内　容：専門家による経営指導、販路開拓等支援及び新規創業の増加のための創業相談の実施 必要性：企業の競争力強化及び新規創業の促進	十日町市	
		未来を拓く創業・成長支援事業 内　容：ビジネスプラン審査会の開催、創業補助金、インキュベーションオフィスの運営、中小企業診断士による創業塾・定期創業相談等の開催 必要性：新規事業化の促進及び雇用者の増加	十日町市	
		地域商社機能構築事業 内　容：地域商社機能を構築するための補助 必要性：農家や６次産業事業者の販路開拓支援を行い、所得向上を図る	十日町市	
		商業関係団体助成事業 内　容：商工会議所、商工会への補助 必要性：商工業をはじめ地域全体の振興発展	十日町市	
		きものバンク事業 内　容：きものバンクの運営 必要性：伝統技術の「織」技術の継承ときもの着用の促進	十日町市	
		プロモーション事業 内　容：首都圏での地場産品ＰＲや産地間連携の推進 必要性：地場産品の販売促進等	十日町市	
		顧客管理ネットワーク事業 内　容：交流都市、郷土出身者、十日町ファン等への情報発信とネットワークづくり 必要性：首都圏等への十日町市の情報発信の強化推進	十日町市	
		来訪者受入サービス向上事業 内　容：来訪者受入サービス向上事業補助 必要性：インバウンドに対応する受入体制の構築	十日町市	
		新商品等開発支援事業 内　容：試作品製作、企画、アイディア具体化経費補助 必要性：特産品となる新商品の開発促進	十日町市	
		小規模事業者等販路開拓支援事業 内　容：地域商社機能を構築するための委託 必要性：農家や６次産業事業者の販路開拓支援を行い、所得向上を図る	十日町市	
		異業種交流事業 内　容：異業種交流による商品・サービスの開発支援 必要性：異業種交流による商品・サービスの開発促進	十日町市	
		中小企業・小規模企業振興基本条例による支援事業 内　容：商工会議所、商工会が取り組む経営発達支援計画に基づいた小規模事業者支援をバックアップする。 必要性：中小企業・小規模企業の経営発展	十日町市	
		各種補助金申請支援事業 内　容：雇用の増加を伴う設備投資を行った企業への各種補助金支援 必要性：企業誘致及び既存企業の育成・支援による産業振興、雇用の拡大	十日町市	
		各種制度融資事業 内　容：市内企業の資金繰りに対する支援 必要性：市内企業の資金繰り支援による産業振興、雇用の維持を図る	十日町市	
		信用保証協会保証料補助事業 内　容：市内企業の資金繰りに対する支援 必要性：市内企業の資金繰り支援による産業振興、雇用の維持を図る	十日町市	
		まちの産業発見塾 内　容：市内中高生に地域の産業や企業をＰＲ	十日町市	

		必要性：中高生が地元を学ぶ機会の創出と将来的な地元就職意識の醸成を図る		
		人材確保支援事業 内　容：市内企業の採用活動にかかる経費補助 必要性：市内企業の採用活動の支援により人材確保を図る	十日町市	
		十日町きものＧＯＴＴＡＫＵ事業 内　容：「きもののまち十日町」の認知度向上を図るためのきもの工場見学イベント 必要性：地場産業の PR と振興を図る	十日町市	
		十日町雪まつり実行委員会補助金事業 内　容：十日町雪まつりに対する開催、運営経費補助 必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信	十日町市	
		観光誘客事業 内　容：商談会参加、観光ガイドブックの作成・増刷 必要性：観光誘客に係る情報発信及び受入整備のため	十日町市	
		雪国観光圏推進事業 内　容：雪国観光圏推進協議会への助成 必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信	十日町市	
		奥信越ロマンレールプロジェクト事業 内　容：奥信越ロマンレール戦略会議の実施、飯山線・ほくほく線モニターツアーの実施等 必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信	十日町市	
		雪原カーニバルなかさと補助金事業 内　容：雪原カーニバルなかさと実行委員会に対する補助 必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信	十日町市	
		観光振興事業（松代地域） 内　容：松代観音祭、ほくほく線元気まつり、等のイベントに対する補助 必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信	十日町市	
		大地の芸術祭運営事業 内　容：大地の芸術祭開催、運営経費 必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信	十日町市	
		大地の芸術祭ディレクター委託事業 内　容：大地の芸術祭の企画運営委託 必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信	十日町市	
		大地の芸術祭受入対策事業 内　容：作品維持管理委託、地域もてなし事業実施などによる来訪者の受入体制整備 必要性：大地の芸術祭の通年化による交流人口の拡大	十日町市	
		大地の芸術祭受入対策事業（開催年） 内　容：会期中の拠点施設及びインフォメーションの案内強化、二次交通や案内サインなど受入体制整備 必要性：会期中来訪者への利便性や安全性の向上	十日町市	
		大地の芸術祭作品管理事業 内　容：既存する恒久設置作品の維持管理及び老朽化や破損に伴う改修 必要性：作品の品質を保ち、鑑賞者の流れを継続して確保するため	十日町市	
		大地の芸術祭の里ブランド化推進事 内　容：「大地の芸術祭の里」の情報発信、通年誘客のための企画・運営委託等 必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信	十日町市	
		里山文化交流施設誘客促進事業 内　容：清津倉庫美術館及び奴奈川キャンパスの誘客強化のための企画展等の開催 必要性：芸術祭拠点施設を回遊する企画展等を開催し、通年誘客による交流人口の増加	十日町市	
		越後妻有雪花火事業 内　容：新しい雪国文化ブランド構築と魅力発信のための雪アート花火実施委託	十日町市	

		必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信		
		十日町市観光協会助成事業 内　容：十日町市観光協会への助成 必要性：インバウンドの推進を含め、自然景観、食、体験、イベントなどの情報発信、受入体制強化	十日町市	
		信濃川アウトドア観光推進事業 内　容：体験イベントの開催及びＳＮＳ等による情報発信 必要性：アウトドアコンテンツによる誘客促進のため	十日町市	
		アウトドア施設等整備事業 内　容：キャンプ場・トレッキングコース等の施設整備 必要性：施設環境の充実による誘客促進のため	十日町市	
		外国人観光誘客推進事業 内　容：インバウンド向け観光誘客プロモーション 必要性：インバウンド誘客促進のため	十日町市	
		雪ふる里関係人口拡大事業（観光企画） 内　容：市外からの来訪者が伝統行事等市内各地の魅力に触れる機会を通じ、関係人口拡大を図る 必要性：移住定住への入口としての関係人口拡大	十日町市	
		雪ふる里関係人口拡大事業（芸術祭） 内　容：大地の芸術祭をツールに、農業のある生活文化の存続と地域課題解決を図る 必要性：棚田保全等、地域課題の担い手減少への対応	十日町市	
		十日町地域交流事業 内　容：首都圏イベントでの観光ＰＲ 必要性：交流都市との交流による誘客促進のため	十日町市	
		大地の芸術祭二次交通対策事業 内　容：定期観光バスの運行 必要性：二次交通を利用した作品巡りの利便性向上のため	十日町市	
		設備投資における固定資産税減免事業 内　容：雇用の増加を伴う設備投資を行った企業への固定資産税減免支援 必要性：企業誘致及び既存企業の育成・支援による産業振興、雇用の拡大	十日町市	
		新規創業支援資金融資・利子補給事業 内　容：市の融資制度である「新規創業支援資金」「新事業・新技術等開発支援資金」の利用者に対し、その利子の一部を補助 必要性：新規事業化の促進及び雇用者の増加	十日町市	
		企業設置奨励事業 内　容：設備投資額・新規雇用者数等の要件を満たした企業に対する利子補給金・奨励金・助成金の交付 必要性：企業誘致及び既存企業の育成・支援による産業振興、雇用の拡大	十日町市	
		企業投資促進事業 内　容：設備投資額・新規雇用者数等の要件を満たした地域経済牽引事業者に対する利子補給金・奨励金・助成金の交付 必要性：設備投資額・新規雇用者数等の要件を満たした地域経済牽引事業者に対する利子補給金・奨励金・助成金の交付	十日町市	
		まちなかステージ管理運営事業 内　容：拠点施設の各種経費、指定管理委託料 必要性：拠点施設を活用し、中心市街地のにぎわい創出につなげるため	十日町市	
	(11)　その他	新規就農者支援事業	十日町市	
		認定農業者パワーアップ事業	十日町市	
		スマート農業導入支援事業	十日町市	

(6) 産業振興促進事項

（ⅰ）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
十日町市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和８年４月１日 から 令和 13 年３月 31 日	

（ⅱ）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

新たな企業立地や規模拡大、新分野への進出など、企業が経営の持続的発展と安定的な雇用機会の拡充を図るため、雇用の増加を伴う設備投資を行う際に支援を行います（上記「その対策」及び「計画」のとおり）。

また、将来的な地元就職の意識醸成を図るため、周辺市町村と連携し、広域的に地域内の中高生を対象にした地元企業紹介事業、企業の人材確保・育成に対する支援事業、新規起業・創業希望者に対する支援事業などを実施し、市内における産業振興と安定的な雇用機会の拡充を図ります。

４　地域における情報化

＜現状と問題点＞

・　社会の変化や多様化する住民ニーズに対応するため、単純な事務処理にはＡＩ－ＯＣＲやＲＰＡなどのデジタル技術を活用し、事務処理の省力化と効率化を進めてきました。職員数の減少により人的リソースの確保が難しくなる中、今後は具体的な課題に応じて活用方法を工夫し、デジタル技術の活用能力を高めることが必要です。

・　市の情報を的確に伝えるため、「市報とおかまち」を毎月発行するとともに、ホームページやＳＮＳなど多媒体で積極的に情報発信を行っています。一方で、発信する情報量が増加しています。今後は、市が届けたい情報を確実に伝える工夫や、紙からデジタルへの移行もさらに進めることが必要です。

＜その対策＞

・　業務課題に対応したデジタル化を進めるため、定期的な職員研修やトレーニングを通じてＡＩなどのデジタル技術や情報活用能力を高め、業務効率化や円滑な情報共有を図り、社会の変化や住民のニーズに対応できる組織づくりを推進します。

・　「市報とおかまち」の掲載記事を厳選し、読みやすくするとともにデジタル化を進め、WEB 上で閲覧可能とするなど、市民にタイムリーかつ的確に情報が届くよう努めます。

・　ホームページ、ＳＮＳ、防災行政無線などの多媒体を連携させ、市民が情報を取得しやすい環境の整備をさらに進めます。

・　ＳＮＳ等を活用して市民の意見を聴く仕組みづくりを進めます。

【計画】

区　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	(1)　電気通信施設等情報化のための施設	自治体ネットワーク強靭化事業	十日町市	
	(2)　過疎地域持続的発展特別事業	統合型地理情報システム（GIS)運用事業 内　容：インターネットに公開しているＧＩＳの保守料など 必要性：ＡＥＤの設置場所などを共有するため。	十日町市	
		高速情報通信施設管理事業 内　容：本庁、支所など公共施設を結ぶ、光ファイバー線の維持管理・張り替え等 必要性：地域による情報格差を無くすため	十日町市	
		高速インターネット管理事業 内　容：民間が参入しない地域の光ファイバー線の維持管理・張り替え等 必要性：地域による情報格差を無くすため	十日町市	
		自治体ＤＸ展開事業 内　容：電子申請拡大によるデジタル窓口等の構築 必要性：行政手続きの利便性向上のため	十日町市	

５　交通施設の整備、交通手段の確保

⑴　交通施設の整備

＜現状と問題点＞

・　「上越魚沼地域振興快速道路」は、「十日町道路」、「八箇峠道路」ともに着実に整備が進められていますが、更なる事業促進への取組みが必要です。また、十日町 IC（仮称）の整備に合わせた、「十日町道路」へのアクセス道となる市道高山水沢線の整備を推進するとともに、安塚～北鐙坂間の事業化を進め、全線早期開通によるネットワーク効果を図る必要があります。

・　道路ネットワークの骨格となる国県道の整備は、着実に改良、防災工事が進められてきました。しかしながら、狭あい、急勾配、線形不良など未整備路線は多くあるため、市民が安全・安心に通行できる道路ネットワークの構築を促進する必要があります。また、小学校児童の登下校時における交通事故が全国的に絶えないことから、生活に密着する市道においても交通事故ゼロを目指し、「十日町市通学路交通安全プログラム」に基づき、対策未実施区間の整備を進める必要があります。

・　道路施設については、定期点検の結果に基づき計画的に修繕・更新を進めてきました。今後も老朽化により補修等を必要とする施設は増加傾向にあることや、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、「第１次国土強靭化実施中期計画」（令和８～12 年度）に基づき、道路施設の老朽化対策など効果的な対策を切れ目なく推進する必要があります。

・　市道除雪は、平成 25 年度に「除雪基本料金支払制度」を創設し、平成 26 年度から「除雪管理システム」を導入するなど、除雪体制の維持に努めてきました。一方で、除雪オペレーターの担い手不足や高齢化、労務単価や資機材価格の上昇など、多くの課題を抱えています。今後も除雪体制を維持し、冬期間の安全・安心な交通を確保する必要があります。

・　市内約 86km の区間で整備された消雪パイプは、冬期間の安全で円滑な交通を支えています。一方、消雪用井戸の約３割が設置から 30 年を経過し、老朽化が深刻化しています。今後も計画的かつ効率的な更新・整備を進める必要があります。

・　流雪溝は、令和２年度に十日町整備計画エリアの整備が完了しました。現在整備を進めている区域の整備率は、学校町区域 66%、川治地区 63%、川西地域 69%となっています。今後も整備の進捗を図り、早期供用開始を目指す必要があります。

＜その対策＞

・　「十日町道路」（北鐙坂～八箇間）の早期工事着手に向けた更なる事業促進について、国・県と連携して進めます。

・　市道高山水沢線や市道稲荷町線など幹線道路の整備を着実に進め、道路ネットワークの強化を図ります。

・　市道浦田松之山線など山間地における道路整備については、雪対策を含め交通環境の改善を図り計画的に整備を進めます。

・　安全・安心な歩行者空間の確保のため、引き続き歩道整備などを推進します。

・　老朽化が進む道路施設に対し、予防保全型メンテナンスによる定期点検や修繕を実施し、安全・安心な交通の確保を推進します。
・　除雪基本料金支払制度の継続や除雪機械の計画的な更新により、持続可能な除雪体制を維持します。
・　除雪作業のワンオペレーター化や ICT 技術の活用などによる省人化を図り、効率的な除雪作業を推進します。
・　消雪パイプ・井戸については、新技術による長寿命化も考慮し、計画的な更新を推進します。
・　整備計画エリア（学校町区域、川治地区、川西地域）の整備を順次進め、供用区域を拡張します。

⑵　交通手段の確保

＜現況と問題点＞

・　この 10 年間で６つの民間路線バスが廃止となるなか、当市では市営バスや予約型乗合タクシーの運行により、生活交通の維持・確保を図ってきました。今後も人口減少等による影響が見込まれることから、運行内容の見直しのほか、地域が主体的に行う移動手段の確保に向けた取組みを進める必要があります。
・　市の中心部では複数の路線バスが運行されていますが、市街地を移動するには分かりにくい状況となっています。今後は、郊外から市街地への移動や、市街地循環など、新たな交通サービスの導入に加え、交通ＤＸの推進により、公共交通の充実を図る必要があります。
・　飯山線やほくほく線の活性化を図るため、沿線自治体や関係機関と連携しながら、マイレール意識の高揚や鉄道の利用促進に向けた取組みを行っています。一方、人口減少により利用者は減少傾向にあり、特に北越急行㈱は、特急はくたかの廃止に伴い厳しい経営状況にあります。さらに、冬期間はＪＲ区間において運休が頻発化し、移動手段としての機能低下が発生しています。今後は、観光客の増加に向けた取組みの強化や、除雪体制の強化を働きかける必要があります。また、北越急行㈱の経営改善や関西方面からの観光流入を図るため、ミニ新幹線化構想の実現に向けた働きかけや機運を醸成する必要があります。

＜その対策＞

・　スクールバス混乗型の市営バスにより効率的な運行を図るとともに、利用状況の変化やニーズに応じて停留所や運行ダイヤなどの見直しを行います。また、地域全体の路線の見直しなど、地域に最適な公共交通ネットワークを構築します。
・　市街地と郊外を含めたエリアにおける公共交通サービスの充実を図るため、市街地循環バスの運行など、新たな交通サービスの導入を進めます。
・　多様な利用者ニーズや利便性の向上を図るため、ＡＩオンデマンド交通や自動運転バスの運行など、デジタル技術の活用による交通ＤＸを推進します。
・　ほくほく線の継続的な運行に向け、県・関係市町と連携し、北越急行㈱の自主的な取組を促しながら、持続可能な経営が図られるよう支援します。

【計画】

区　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1)　市町村道	道路整備事業	十日町市	
		道路メンテナンス事業	十日町市	
	(3)　林道	林道整備事業	十日町市	
		林道改修事業	十日町市	
	(5)　鉄道施設等	ほくほく線安全輸送設備等整備補助事業	十日町市	
	(6)　自動車等	市営バス整備事業	十日町市	
	(8)　道路整備機械等	小型除雪機械共同導入事業	十日町市	
		除雪機械等整備事業	十日町市	
	(9)　過疎地域持続的発展特別事業	予約乗合タクシー運行事業 内　容：コミュニティバスの運行 必要性：予約乗合タクシー運行による住民の交通手段確保	十日町市	
		市営バス運行事業 内　容：市営バス運行事業 必要性：公共交通の維持・確保	十日町市	
		生活交通確保対策補助事業 内　容：路線バス事業者に対する運行経費補助 必要性：公共交通の維持・確保	十日町市	
		市道除排雪経費 内　容：市道機械除雪・消パイ電気料、除雪機械の修繕・消耗品購入 必要性：道路交通確保のため必要不可欠	十日町市	
		認定外道路除雪助成事業 内　容：地域（集落）に対する市道認定外道路の除雪費用の補助 必要性：冬期の生活道路確保にかかる住民の負担軽減、生活道路の交通確保	十日町市	
		流雪溝運転事業 内　容：地域流雪溝運営協議会に対する流雪溝の管理運営委託 必要性：流雪溝の運営による冬期間の安全・安心な道路交通の確保	十日町市	
		公共交通利用アップ等推進事業 内　容：高齢者への運賃助成事業及び市内店舗と連携した公共交通利用促進事業 必要性：公共交通の利用促進	十日町市	
	(10)　その他	消雪パイプ更新事業	十日町市	
		消雪パイプ整備事業	十日町市	
		消雪パイプ改修事業	十日町市	
		流雪溝整備事業	十日町市	
		流雪溝更新改修事業	十日町市	

６　生活環境の整備

⑴　自然環境の維持保全

＜現状と問題点＞

・　ごみの減量化を促進するため、令和６年度に一般廃棄物処理手数料を見直しました。また、収集プラスチック類の拡充や不用食器等の無料回収品目を増やすなど、資源の再利用促進と分別意識の向上を図りました。今後も循環型社会に資するため、継続的にごみ減量と資源の有効活用に取り組む必要があります。

・　美人林に代表されるブナの群生林をはじめ、多雪地に特徴的な動植物が生息する松代・松之山地域は、国の「重要里地里山」に指定されています。また、星峠など 14 地区の棚田が「つなぐ棚田遺産」に選ばれました。こうした雪や森、農の営みがもたらす豊かな自然や生物多様性を未来に引き継ぐことが必要です。

・　環境保全や地球温暖化対策に関する市民アンケートでは、ごみ分別や３Ｒの意識は高まっている一方、美化活動などの市民参加への関心は変化が見られませんでした。これらの環境課題を市民と共有し、事業者や団体などと連携した幅広い環境保全活動を進めることが重要です。正しい知識を広める環境教育や講演会・セミナーなどの取り組みを、市民、事業者、行政が協働して推進する必要があります。

・　水辺空間の環境維持により、信濃川ではバーベキューやキャンプ、ラフティングなどを楽しむ市民で賑わい、清津川では「さかなまつり」や「川っぺり音楽祭」などのイベントにより多くの交流が生まれています。今後も河川環境の維持や整備を継続し、水辺空間の利活用を推進する必要があります。

＜その対策＞

・　ごみ減量に向けた啓発活動や、不用食器回収などによる３Ｒを推進します。

・　多面的機能直接支払交付金事業や棚田みらい応援団の取組により、地域団体や事業者を支援し、里地里山の景観や棚田等の保全を推進します。

・　十日町市民環境会議などの市民参加型の環境保全活動、地域づくりへの支援とともに、事業者との協働による環境啓発を推進します。

・　生物多様性や地域の歴史・文化との調和に配慮し、流域の多様な主体と連携して、河川環境の整備に取り組みます。

・　市民の憩いの場や観光資源として、水辺空間を快適に利用できるよう、適正な維持管理や整備を行います。

⑵　水道施設の整備

＜現状と問題点＞

・　水道については、老朽化施設の計画的な更新を進めるとともに、病院など重要施設をつなぐ主要管路の耐震化に取り組んできました。さらに、令和６年度には水道未普及地域であった清津峡地区の水道整備が完了しました。今後も生活用水の安全で安心な供給を行うため、継続的

な浄水場の改築や主要管路の耐震化、水源の確保に加え、施設の統合に向けた検討を進める必要があります。

＜その対策＞

・　安定した生活用水の確保のため、老朽化が進む十日町浄水場、千手浄水場の改築及び水源の施設更新を実施します。
・　災害時の生活基盤確保のため、病院や消防署など重要施設へつながる主要管路の耐震化を進めます。
・　計画的な施設の更新や統合・ダウンサイジングを進め、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

⑶　下水道及び他の汚水処理施設の整備

＜現状と問題点＞

・　下水道については、老朽化した処理場施設の計画的な改築・更新を進めるとともに、農業集落排水区域の上野、元町新町、鐙島地区を公共下水道区域へ統合しました。引き続き、下条地区の統合や施設の更新・ダウンサイジングを進め、維持管理コストの低減と施設管理の効率化を図る必要があります。また、全国的な課題となっている下水道管の破損による道路陥没等を未然に防止するため、定期的な点検、調査を実施し、計画的に更新を進める必要があります。
・　経営面では、上下水道事業のすべてを公営企業会計に移行するとともに、下水熱の空調利用など未利用エネルギーの有効活用による歳出削減に取り組み、経営の健全化を進めてきました。水道事業では、給水人口の減少が続く中でも安定した供給体制の維持や施設更新を進めるため、令和４年度から段階的に平均 39%増の料金改定を実施した結果、赤字経営の解消が図られました。下水道事業においても同様に独立採算が求められており、さらなる経営改善を進めていく必要があります。

＜その対策＞

・　施設の点検・診断結果に基づき老朽化した処理場・管路施設の耐震化や機能向上を推進します。
・　下条地区の統合や計画的な施設の更新・ダウンサイジングを進めます。
・　持続可能な事業経営を行うため、料金改定を含めた経営改善と適切な資産管理を推進します。

⑷　廃棄物処理施設の整備

＜現状と問題点＞

・　令和４年度に完成した十日町市海老最終処分場では、環境に配慮し、安全で安定した処理が行われています。一方、十日町市エコクリーンセンターは計画的な修繕により安定稼働していますが、建設から 30 年以上が経過し老朽化が進んでいます。今後は、人口減少に伴うごみ量の減少を見据え、広域的な連携や施設の改築・更新について検討する必要があります。

＜その対策＞

・　ごみの収集方法や焼却炉の運転方法を見直すなど、ごみ処理体制の一層の効率化に努めます。

・　十日町市エコクリーンセンターは、人口減少に伴うごみ量の変化や近隣自治体との連携・協力を踏まえ、効率的な改築・更新の方向性を検討します。

⑸　消防・救急体制の整備

＜現状と問題点＞

・　十日町地域消防ヘリポートや南分署改築等の施設整備とともに、資機材の整備・更新を計画的に進めてきました。近年の自然災害の激甚化・頻発化に対応するために、資機材の整備・更新を継続しつつ、持続可能な消防防災体制を構築する必要があります。また、火災を未然に防ぐためには、多様化する建築物の構造等にあわせた、火災予防の充実強化を図る必要があります。

・　医師の働き方改革や医師不足など医療供給体制の変化や、高齢化の進展に伴う救急搬送件数増加など、救急需要の変化に対応する必要があります。このため、消防・救急と医療の連携強化を図るとともに、救急現場を支える救急救命士の計画的な養成が必要です。また、近年の救急出動件数増加の背景には、要請者の約４割が軽症者という実態があることから、真に緊急を要する方への対応の遅れや救命率への影響がないよう、救急車の適正利用を呼びかける必要があります。

・　人口減少や高齢化、若者の価値観の変化等の社会的要因により、消防団員数は減少傾向にあります。地域の防災体制を維持・強化するには、団員の確保とあわせ、限られた人的・物的資源の有効活用や、自主防災組織等との連携を強化する必要があります。

＜その対策＞

・　広域事務の見直しを含めた持続可能な消防防災体制を検討します。

・　車両や資機材、消防用施設、通信指令施設の計画的な整備・更新を行います。

・　円滑な救急搬送、メディカルコントロール体制等の充実強化のため、地域中核病院、三次救急医療施設、ドクターヘリ、魚沼圏域の消防機関との連携強化を図ります。

・　救急救命士の計画的養成とあわせて、医療機関等と連携した継続的な教育・研修体制の構築により、救急業務の高度化への対応に努めます。

・　マイナ保険証を活用したマイナ救急の実施や映像１１９の活用等、消防・防災ＤＸを推進し、救急活動の円滑化を図ります。

・　限られた人的・物的資源を有効活用するため、消防団の組織再編や機動力のある小型動力ポンプ積載車等の的確な配置などにより、持続可能な防災体制を構築します。

(6)　防災・防犯対策

＜現状と問題点＞

- 全国各地で自然災害が激甚化・頻発化していることから、近年の災害から得た教訓を踏まえた防災対策に取組む必要があります。特に、自力で避難することが困難な方の避難計画の作成や避難生活の環境改善に取り組む必要があります。また、全市に整備した防災行政無線の強みを生かした情報発信を行うとともに、防災ＤＸの推進による災害対応の迅速化・効率化を進めることが重要です。
- 自主防災組織の組織率は98.9%(R6.3月末)と高水準にありますが、高齢化や人口減少により地域防災を担う人材が不足する傾向が見られます。防災・減災の専門知識と技能を有する防災士を育成し、地域の防災力向上に組織的に関わる体制を整える必要があります。
- 刑法犯の市内発生件数は年間100～200件程度で推移し、うち５割以上を窃盗犯が占めています。主な要因として、施錠の習慣が定着していないことが挙げられており、施錠の徹底など、防犯に対する意識の向上を図る必要があります。また、悪質化・巧妙化している匿名・流動型犯罪グループなどによる強盗や特殊詐欺に対して、関係機関と連携した防犯対策を推進する必要があります。
- 犯罪被害により、生命・身体・精神・財産など様々な面で苦難に陥る犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、社会全体で支える体制が求められています。犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らせる体制づくりに取り組む必要があります。
- 管理不適切な空き家等に対しては、これまで文書等による指導を行うとともに、緊急安全措置や代執行を実施してきました。しかし、人口減少、少子高齢化、核家族化などの影響により、今後も空き家等の増加が見込まれます。管理不適切な空き家等は倒壊などによる重大な事故につながるおそれがあるため、発生を未然に防止する取組みが必要です。

＜その対策＞

- 迅速に避難所を開設し、安全で安心な避難生活が送れるよう、国が推奨する分散備蓄やスフィア基準に基づく避難所環境整備を進めます。また、防災ＤＸの推進により、避難所運営や被災者生活再建支援の効率化を図ります。
- 防災行政無線など独自の情報伝達ツールを有効に活用するとともに、迅速に災害情報を収集・分析するため、ＡＩやドローンなどの防災ＤＸを推進します。
- 地域住民が自らの地域を災害から守るために組織する「自主防災組織」の活動を支援し、地域防災力の向上を図ります。
- 地域防災力の強化を図るため、防災リーダーとなる防災士の育成に取り組みます。
- 警察や地域防犯組織、金融機関等と連携し、悪質化・巧妙化している特殊詐欺などの犯罪被害の防止に取り組みます。
- 犯罪被害者等支援条例に基づく支援の実施と支援制度の普及啓発を図ります。
- 消費者問題に迅速・的確に対応するため、消費生活相談、多重債務者相談、法律相談など、市民がすぐに相談できる窓口の充実を図ります。
- 管理不適切な空き家等の発生を予防するため、所有者等への適切な管理や、空き家となる前に住まいの整理等を行う「住まいの終活」の意識啓発を図ります。また、空き家の利活用を促進します。

⑺　住宅・公園等の整備

＜現状と問題点＞

- 「十日町市都市計画マスタープラン」は、平成 20 年３月の策定から 15 年以上が経過し、その間に社会経済情勢や都市計画を取り巻く環境が大きく変化したことから、令和７年３月に同計画の改定を行いました。さらに同時期に、ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指す「十日町市立地適正化計画」を新たに策定しました。今後は、両計画を指針として、地域特性を生かした持続可能なまちづくりを推進することが必要です。
- 住宅の耐震化は市民の生命・財産を守る基盤であることから、中越大震災後の平成 17 年度以降、木造住宅を対象とした耐震対策の支援を継続してきました。しかし、高齢化の進行等により、いまだ耐震化がされていない住宅が少なくありません。このため、今後も支援を継続するとともに、耐震対策の重要性に関する啓発を行うことが必要です。
- 年々進行する公営住宅の老朽化に対応するため、これまで住宅の点検で重大な異常や欠陥が発現する前に計画的な改修を実施し、住宅の長寿命化を図ってきました。今後も長寿命化対策を計画的に推進するとともに、将来的な需要を見据え、老朽化が著しい住宅については用途廃止を行うことも必要です。
- 多くの公園・広場は建設から 20～40 年以上が経過しており、施設の老朽化が大きな課題となっています。社会情勢や市民ニーズが変化する中、今後は公園・広場の利用状況を踏まえた再編を検討するとともに、「十日町市公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の更新やトイレのバリアフリー化を進める必要があります。

＜その対策＞

- 市街地のみならず、周辺地域や中山間地域に暮らす誰もが生活利便施設等を利用できる、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を推進します。
- 木造住宅の耐震診断や耐震改修に加え、国や県の補助事業を活用し、耐震シェルターや除却など幅広い対策を支援します。
- 公営住宅の経過年数や点検による劣化状況を踏まえ、異常や致命的な欠陥が発現する前に計画的な改修を行い、長寿命化を推進します。
- 公園・広場を日頃から安全・安心に利用できるよう、計画的に施設の老朽化対策やバリアフリー化を推進します。

⑻　雪対策

＜現状と問題点＞

- 屋根雪処理対策については、「克雪すまいづくり支援事業」の継続により、新築住宅のほとんどが克雪化されています。しかし、雪下ろしが必要な住宅も約４割存在することから、引き続き普及促進に向けた支援を行う必要があります。
- 除排雪作業中の人命にかかわる事故が高齢者を中心に急増している豪雪地帯において、死傷事故防止のために制定された「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業」を活用し、安全器具購入費に対する補助や命綱固定アンカー設置済み住宅への雪下ろし作業費補助などを行ってきま

した。今後も事故防止のため、命綱固定アンカー等の普及促進に向けた支援や啓発を行う必要があります。

・　地域内の人材不足により、これまでの雪処理体制の維持が困難になることから、令和３年度から冬期集落保安要員制度を見直し、個人委託に加えて集落組織や除雪ボランティアも雪処理作業の委託対象にするなど、制度の拡充を進めてきました。今後も地域の実情に応じて、雪処理に対する継続的な支援を行う必要があります。

＜その対策＞

・ 冬期間でも安心して暮らせる克雪住宅の普及を図るため、補助制度を継続します。

・　屋根の雪下ろしによる転落事故を未然に防ぐため、命綱固定アンカーなどの設備に対する補助制度を継続します。

・　地域や集落内における雪下ろしや除雪作業における負担の軽減を図るため、小型除雪機導入への支援を継続します。

・　過疎化・高齢化のため、集落機能の維持に支障が生じている集落に対して、地域の実情に応じた共助による除雪作業を支援します。また、県事業と連携しながら冬期集落保安要員の配置や除雪ボランティアの受入を促進することで、冬期間の安全・安心な生活環境の維持を図ります。

【計画】

区　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(1)　水道施設	上水道施設更新事業	十日町市	
		簡易水道施設建設改良事業（構造物及び設備）	十日町市	
		簡易水道施設建設改良事業（管路施設）	十日町市	
	(2)　下水道施設	処理場改築事業	十日町市	
		公共・特環処理場建設改良事業	十日町市	
		特環ポンプ場建設改良事業	十日町市	
		公共下水道浸水対策事業	十日町市	
		公共下水道改築事業	十日町市	
		公共下水道建設事業	十日町市	
		特環公共下水道改築事業	十日町市	
		特環公共下水道建設事業	十日町市	
		特環公共下水道改築事業（農集統合）	十日町市	
		公共管渠更新事業	十日町市	
		特環管渠更新事業	十日町市	
		農業集落排水建設事業	十日町市	
		農集管路更新事業	十日町市	
		農集処理場建設改良事業	十日町市	
		浄化槽建設改良事業	十日町市	
	(3)　廃棄物処理施設	ごみ処理施設メンテナンス事業	十日町市	
		ごみ処理施設改築更新事業	十日町市	
		旧し尿処理施設解体事業	十日町市	
		し尿前処理施設改修事業	十日町市	
		最終処分場メンテナンス事業	十日町市	
	(4)　火葬場	斎場メンテナンス事業	十日町市	
	(5)　消防施設	消防施設整備事業（通信指令施設設備改修）	十日町市	
		消防施設整備事業	十日町市	
	(6)　公営住宅	市営住宅改修事業	十日町市	

	(7)　過疎地域持続的発展特別事業	消費者生活相談所設置事業 内　容：十日町市消費生活センターの設置 必要性：架空請求や悪質な訪問販売などについて専門相談所を設置し市民の安心安全の生活を守る。	十日町市	
		多重債務相談事業 内　容：弁護士による多重債務相談を実施 必要性：多重債務者の立ち直りを支援することで、生活での安心感を提供する。	十日町市	
		市民法律相談所設置事業 内　容：新潟県弁護士会の協力ものと無料で法律相談を実施 必要性：法律の視点からトラブルの解決法を市民伝えることで生活での安心感を提供する	十日町市	
		自主防災組織育成支援事業 内　容：地域防災力の向上を目指し、自主防災組織の活動に対する支援、防災士育成に対する支援などを実施する。 必要性：災害に強いまちづくりを推進するため、市民の防災意識の高揚と自主防災組織の強化を図る。	十日町市	
		空き家対策推進事業 内　容：関連する法や条例、計画に基づきながら除却を含む適切な管理と利活用など総合的な空き家対策を実施する。 必要性：適切な管理と利活用による空き家対策を推進し、市民の安全と良好な生活環境を維持する。	十日町市	
		冬期集落安全・安心確保対策事業 内　容：集落内生活道路の除雪、除雪困難世帯の除雪など 必要性：住民生活の安心・安全確保	十日町市	
		集落安心づくり事業 内　容：集落内生活道路の除雪、日常の見守りなど 必要性：住民生活の安心・安全確保	十日町市	
		要援護世帯除排雪援助事業 内　容：自力では自宅の雪処理が困難な要援護世帯に対する除排雪経費の一部補助 必要性：用援護世帯の冬期間の安全・安心な生活の確保	十日町市	
		雪処理助成事業 内　容：町内一斉除雪による雪の排雪運搬費補助 必要性：雪捨て場のない町内とある町内の負担格差の解消	十日町市	
	(8)　その他	水資源保全対策事業	十日町市	
		河川改修事業	十日町市	
		信濃川親水化整備事業	十日町市	
		河川環境整備事業	十日町市	
		急傾斜地崩壊対策事業	十日町市	
		木造住宅耐震対策事業	十日町市	
		公園整備事業	十日町市	
		克雪すまいづくり支援事業	十日町市	
		屋根雪除雪安全対策事業	十日町市	
		川西総合体育館防災拠点化事業	十日町市	

７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

⑴　子育て環境の確保

＜現状と問題点＞

・　地域のつながりの希薄化や就労形態・意識の変化により、子育て家庭の孤独感が高まるなか、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て応援カード事業などを通じて、地域全体で子育てを支援してきました。今後も市民や企業と連携し、支援の気運を高めるとともに、ＡＩなどを活用した気軽に相談できる体制の整備が必要です。

・　働く意欲のある人が子育てに喜びを感じながら仕事を続けられる社会の実現には、子育て支援施策だけでなく、ワーク・ライフ・バランスの推進や男性の家事・育児への参画といった意識改革に加え、社会全体でこどもや子育てにやさしい環境を築くことが必要です。

・　核家族化等により育児をする親が孤立しやすく、子育てに対する不安感や負担感が増している中、妊産婦・乳幼児健診、訪問指導を通じて妊婦や母子と直接関わることで、相談しやすい体制づくりや発達が気になる子などの早期発見に努めてきました。また、妊産婦への医療費支援や不妊・不育治療への経済的支援などにも取り組んできました。今後も母子保健施策の充実と子育て家庭への切れ目のない支援が必要です。

・　共働き世帯の増加や就業形態の変化、核家族化の進行や物価高騰などを背景に多様化する保育ニーズに対応するため、保育施設からの要望に細やかに対応してきました。また、国基準保育料からの軽減や第３子保育料の減免など、市独自の経済的負担軽減に取り組んできました。今後も保護者が安心して育児と仕事が両立できる環境づくりが必要です。

・　児童センター「めごらんど」は市内外から大勢の親子連れであふれ、人気のある施設として認知されています。一方で、少子化や共働き家庭といった社会的要因により、地域コミュニティーの中でこどもが育つことが困難になっています。現状の施設サービスの充実と地域で過ごす居場所の確保が必要です。

・　ひとり親家庭など配慮が必要な家庭に対して、医療費の助成や養育費の確保に向けた支援などを行ってきました。引き続き、生まれた環境によって、こどもの将来が左右されることがないよう、様々な困難な状況にある家庭のこどもたちも健やかに成長できる環境づくり、経済的支援の充実が必要です。

＜その対策＞

・　ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て応援カード事業を推進し、市民や子育て支援団体、企業等と一体となり、社会全体で子育てする気運の醸成と体制づくりに努めます。

・　ワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な働き方等に取り組む企業の認定制度などを啓発し、共働き家庭が余裕をもって子育てできる環境の促進に努めます。

・　妊娠・出産・子育て期における様々な機会を通じて、子育て家庭との関係性を深め、育児の不安や負担感の軽減を図り、こどもたちの健やかな成長を支えます。

・　こどもを望む夫婦への不妊不育治療費助成やこどもの医療費助成などにより、経済的負担の軽減を図ります。

・　妊産婦・乳幼児健診や訪問指導などのさらなる充実を図り、疾病や特性の早期発見に努めます。
・　保育サービスの充実のために保育施設への支援を継続するとともに、国基準を上回る市独自の保育料の軽減など、保護者負担の軽減に引き続き取り組みます。
・　保護者の多様なニーズに応えるため、保育園こども園での延長保育や一時預かりの受け入れ体制を充実させるとともに、病児・病後児保育事業を継続し、育児と仕事の両立を支援します。
・　こどもが楽しく遊び、子育て家庭が交流できる場である児童センターの運営の充実を図ります。また、親子で児童遊園地や公園等を快適に利用できるよう努めます。
・　放課後児童クラブや放課後等デイサービスを設置・運営し、こどもたちに放課後の居場所を提供して保護者の就労と育児の両立を支援します。
・　ひとり親家庭等が自立し、安心して子育てができるよう、就労に必要な能力開発や資格取得に対する支援、養育費の取り決めに係る費用の補助などを支援します。

(2)　高齢者福祉の充実

＜現状と問題点＞

・　少子高齢化や、地域、家族との関係の希薄化などにより孤立や孤独を感じる人が増えているものの、市内には元気に活躍する高齢者が各地に大勢います。高齢者が地域福祉の支え手として活躍する場として、住民組織による高齢者・障がい者への生活支援や、社会参加の場づくりを進めてきた結果、徐々に地域を地域で支える体制が整ってきました。今後は、これらの支え合いに取り組む住民や団体が更に増えるよう、地域福祉活動に対する支援が必要です。
・　当市では、今後、介護を要する割合がより高まる 75 歳以上人口の増加を見込んでいます。また、要支援・要介護者の認定率は国県を上回って推移している状況にあります。こうしたことを踏まえ、介護予防、フレイル予防の普及啓発に取り組んできました。これからも介護予防や重度化防止等の取組を継続して進めていくには、高齢者自身の参加意欲を高めることが重要です。そのため、健康維持・増進に限らず、知識・経験を活かせる社会参加につながる事業も推進していく必要があります。
・　少子高齢化に加え、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。高齢者が在宅で安心して暮らし続けるために、高齢者の緊急通報体制整備や補聴器購入補助などの支援を行ってきました。引き続き、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での日常生活を支援していく必要があります。
・　国では、65 歳以上の４人に１人が認知症又はその予備軍と推計するなど、認知症は誰でも起こりうる身近な病気です。これまで、認知症に関する正しい知識の普及啓発や予防教室、本人やその家族を見守る支援者の養成に努めてきました。今後もこうした取組を継続し、認知症やその家族の方も参画し、安心して過ごせる共生の地域づくりを推進していく必要があります。

＜その対策＞

・　地域福祉の担い手となる民生委員や自治組織、福祉活動団体と連携して、地域の中で支え合う仕組みづくりや、福祉活動への支援を推進します。

・　高齢者が人と関わり合いながら健康づくりや生きがいづくりに取り組める環境づくりのため、地域の通いの場の開設・継続運営を支援します。
・　地域を基盤として活動する老人クラブやシルバー人材センターなどを支援し、高齢者の社会参加を推進するとともに、社会貢献の機会を確保します。
・　高齢者や障がい者が安心した生活を送れるよう、日常生活に必要な家事等の生活支援サービスを行う地域や団体を支援します。また、生活環境や経済的理由などの事情を抱える高齢者に対する住まいを確保します。
・　認知症に関する正しい知識の啓発を通して、本人やその家族を見守る支援者の養成や支援につなぐ仕組み（チームオレンジ）の構築に取り組みます。

⑶　障がい者福祉の充実

＜現状と問題点＞

・　当市の総人口に対する障害者手帳所持者の割合は6.37%と微増で推移しています。障がい福祉では、個々の障がい特性に応じたサービスを提供して自立に繋げる必要があるため、「発達支援センターおひさま」や「障がい者基幹相談支援センター」を設置し、専門的な見地に基づく支援計画により相談者に適した障がい福祉サービスに繋げることができています。今後は、学齢期から成人期への円滑な支援の繋ぎや、高齢期の介護移行、また、親亡き後を見据えた支援など、ライフステージに応じて支える体制づくりが必要です。
・　これまで、グループホームの整備などによりニーズの高い障がい福祉施設が充実してきました。今後は、重度障がいのある人の生活を支える場として、入所支援施設の整備による生活環境の充実が必要です。
・　共生社会の実現を目指し、手話奉仕員養成講座による障がい者との意思疎通の促進を図るとともに、障がいのある人の権利や財産を守るため、成年後見制度の支援機関を設置しました。障害者差別解消法の改正により障がいのある人への合理的配慮の提供の強化が図られることを踏まえ、市民や事業者に対する障がいへの理解を深める取組が必要です。
・　経済的自立を促すため就労に向けた支援をしてきた結果、着実に就労と収入に繋がってきています。一方で、様々な分野への参加機会が増えていないことから、個性に応じた就労支援の継続とともに、地域社会への外出支援を強化して生きがいづくりに繋げることが必要です。

＜その対策＞

・　ライフステージに応じた継続的なサービスに繋げるため、支援機関やサービス事業所との連携を強化し、障がいのある方やその家族が安心して相談できる体制を構築します。
・　発達支援センターおひさまと支援機関の連携により、発達に課題のあるこどもの早期発見から発達支援と相談支援を進め、障がい児サービスから障がい者サービスまで切れ目なく支援します。
・　重度の障がいのある人が安心して暮らし続けることができる環境を整えるため、入所支援施設を整備する法人に対して必要な支援を行います。
・　障がい等により自ら意思決定することが困難な人の権利擁護のため、支援団体と連携し成年後見制度の利用支援を図ります。

・　障がいのある人が、個性を尊重しながら安定した働き方ができるよう、就労支援事業所やハローワーク等と連携して就労支援体制の充実に取り組みます。

⑷　保健事業の充実

＜現状と問題点＞

・　健康寿命を延ばすには、食事、運動、睡眠などの生活習慣の改善や、疾病・介護予防などが有効とされています。当市では、平均寿命は延びているものの、生活習慣病に起因するがんや脳血管疾患、心疾患による死亡率が依然として高く、要支援・要介護認定率も上昇傾向にあります。このため、市民一人ひとりが健康への意識を高め、食生活の改善や運動の習慣化に取り組める環境づくりをさらに進める必要があります。

・　生活習慣病予防と疾病の早期発見・早期治療のため、継続的に健康診査の受診勧奨に取り組んできた結果、特定健診および各種がん検診の受診率は新潟県平均を大きく上回っており、健診・保健指導による予防の取組は一定の成果を挙げています。加えて、今後は医療的な処置に限らず、社会的な活動やつながりを活用して健康を向上させる「社会的処方」の取組なども研究・実践していく必要があります。

＜その対策＞

・　市民一人ひとりが健康に対する正しい知識を持ち、「健康寿命の延伸」に向けた健康づくりを実践できるよう、健康教室の開催や生活習慣病等に関する知識の普及啓発、情報提供を行います。

・　「健康寿命の延伸」のため、疾病の早期発見・早期治療を目的とした特定健診やがん検診の必要性を広く周知するとともに、未受診者への受診勧奨を行います。また、受診後の保健指導等による適切なフォローアップを推進します。

・　保健指導対象者や生活習慣病のハイリスク者等に対し「社会的処方」の考え方を取り入れて、地域内の民間サービスや市民活動につないでいくといった、健康や生活課題に応じた支援を推進します。

【計画】

区　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)　児童福祉施設	公立保育所施設整備事業	十日町市	
		私立保育所等施設整備事業	十日町市	
		児童遊園施設改修事業	十日町市	
	(2)　認定こども園	私立保育所等施設整備事業	十日町市	
	(3)　高齢者福祉施設	養護老人ホーム妻有荘改築事業	十日町市	
		介護基盤整備助成事業	十日町市	
		ひだまりプール施設整備事業	十日町市	
	(5)　障がい者福祉施設	グループホーム整備費助成事業	十日町市	
		障がい者就労継続支援Ａ型事業所整備費補助事業	十日町市	
		障がい者入所施設なかまの家新築事業	十日町市	
	(8)　過疎地域持続的発展特別事業	児童通園委託事業 内　容：NPO,民間会社に対する通園バスの運行管理委託 必要性：園児の通園手段確保、児童・保護者の負担軽減	十日町市	

		特別保育助成事業 内　容：私立保育所等が行う特別保育事業に対する助成 必要性：保護者の育児と仕事の両立支援ほか	十日町市	
		地域子育て支援センター運営事業 内　容：子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、講習などの実施 必要性：子育て支援及び親の育児力向上	十日町市	
		ファミリーサポートセンター運営事業 内　容：子育てを市民相互で助け合う組織を運営 必要性：保護者の育児と仕事の両立支援	十日町市	
		こども家庭センター運営事業 内　容：子どもの相談・支援等を行う家庭相談員の活動費 必要性：児童虐待の早期発見・対応の体制確保	十日町市	
		産後ケア事業 内　容：日帰り又は宿泊により育児相談等を実施 必要性：産後うつ予防など出産後の育児支援	十日町市	
		病児・病後児保育事業 内　容：病気回復期等の子どもを施設で一時的に保育 必要性：保護者の育児と仕事の両立支援ほか	十日町市	
		放課後児童健全育成事業 内　容：留守家庭となる小学生に居場所を提供 必要性：保護者の育児と仕事の両立支援ほか	十日町市	
		地域子育て応援カード事業 内　容：多子世帯等にカードを発行し、協賛店がカード提示者に対して独自サービスを提供 必要性：地域全体で子育てを応援する機運の醸成	十日町市	
		子ども医療費助成事業 内　容：子どもの入通院に要する医療費を助成 必要性：保護者の経済的負担の軽減ほか	十日町市	
		私立保育所等運営支援事業 内　容：私立保育所や認定こども園に対し運営に係る特定経費の一部を補助するもの 必要性：保育士の確保等	十日町市	
		高齢者等緊急通報システム貸与事業 内　容：単身老人世帯等の急病や緊急時に、ごく簡単な操作により自動的にコールセンターへ通報することができる装置を貸与する。 必要性：高齢者世帯の見守り	十日町市	
		生きがい対応型デイサービス事業 内　容：一人暮らし高齢者等を対象に、施設において介護予防サービス等を提供する 必要性：高齢者の介護予防、健康増進	十日町市	
		外出支援サービス事業 内　容：外出困難な高齢者に対する交通費助成 必要性：在宅介護の負担軽減	十日町市	
		紙おむつ等購入費支給事業 内　容：紙おむつ等の購入費の一部助成 必要性：在宅介護の負担軽減	十日町市	
		重度障がい者交通費助成事業 内　容：重度心身障がい者への通院・通所費の助成 必要性：重度心身障がい者の安心な在宅生活の確保	十日町市	
		重度心身障がい児者介護手当支給事業 内　容：在宅介護をしている介護者に対する手当支給 必要性：在宅介護の負担軽減	十日町市	
		高齢者・障がい者安心サービス事業 内　容：高齢者等への在宅福祉サービス提供事業者へ補助金を交付 必要性：高齢者等の安心な在宅生活の確保	十日町市	
		精神障がい者医療費等助成事業 内　容：精神障がい者に対する医療費等の助成 必要性：精神障がい者の福祉の向上	十日町市	
		寝たきり老人等介護手当支給事業 内　容：在宅介護をしている介護者に対する手当支給 必要性：在宅介護の負担軽減	十日町市	
		十日町地域シルバー人材センター助成事業 内　容：高齢者が加入しているシルバー人材センターに補助金を交付する。 必要性：退職後の高齢者が参加できる団体の支援	十日町市	

		老人クラブ助成事業 内　容：地域で活動する老人クラブに対し助成金を交付する。 必要性：高齢者の介護予防、地域の見守りに老人クラブの存続が必要。	十日町市	
		障がい者就労支援事業 内　容：市業務の授産施設発注 必要性：工賃収入を下支えし、自立生活の一助とする。	十日町市	
		地域生活支援事業 内　容：障がい者に対する相談支援事業等 必要性：障がい者の地域生活を支える事業	十日町市	
		心身障がい者通所補助事業 内　容：授産施設への通所交通費補助 必要性：障がい者の社会参加支援に必要	十日町市	
		健康づくり推進事業 内　容：健康づくり推進協議会、禁煙教育の実施 必要性：小児から高齢者までの総合的な健康づくりの推進	十日町市	
		健康教育事業 内　容：各種研修会、講演会の実施 必要性：健康増進法第 17 条に基づく保健事業	十日町市	
		健康相談事業 内　容：健康相談（随時含む）の実施 必要性：健康増進法第 17 条に基づく保健事業	十日町市	
		訪問指導事業 内　容：訪問保健指導の実施 必要性：健康増進法第 17 条に基づく保健事業	十日町市	
		健康ポイント事業 内　容：健康アプリ（ポイント付与）を使用した主体的な健康づくりの継続支援 必要性：運動習慣の定着	十日町市	
		健康診査事業 内　容：健康診査、肝炎ウイルス検診、ピロリ菌抗体検査の実施 必要性：生活習慣病の早期発見・早期治療	十日町市	
		胃がん検診事業 内　容：胃がん検診の実施 必要性：がんの早期発見・早期治療	十日町市	
		大腸がん検診事業 内　容：大腸がん検診の実施 必要性：がんの早期発見・早期治療	十日町市	
		肺がん検診事業 内　容：肺がん検診の実施 必要性：がんの早期発見・早期治療	十日町市	
		子宮がん検診事業 内　容：子宮がん検診の実施 必要性：がんの早期発見・早期治療	十日町市	
		乳がん検診事業 内　容：乳がん検診の実施 必要性：がんの早期発見・早期治療	十日町市	
		前立腺がん検診事業 内　容：前立腺がん検診の実施 必要性：がんの早期発見・早期治療	十日町市	
		歯科保健事業 内　容：フッ化物洗口、ブラッシング相談等の実施 必要性：歯科保健の推進	十日町市	
		生涯健康サポート事業 内　容：高齢者へ健康相談と保健指導の実施 必要性：高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し健康寿命の延伸を目指す	十日町市	
		母子保健相談指導事業 内　容：母子健康手帳交付、ハローパパママ学級、性講演会等 必要性：母子保健の推進	十日町市	
		食育推進事業 内　容：離乳食教室、食育教室、郷土料理研修会 必要性：健康的な食生活の普及啓発	十日町市	
		乳児健康診査事業 内　容：乳児健診の実施	十日町市	

		必要性：疾病の早期発見・早期治療、健康の保持増進		
		幼児健康診査事業 内　容：幼児健診の実施 必要性：疾病の早期発見・早期治療、健康の保持増進	十日町市	
		産婦健康診査事業 内　容：産婦健診の医療機関委託 必要性：産後うつ予防及び経済的負担軽減	十日町市	
		妊産婦医療費助成事業 内　容：妊産婦に対する医療費の助成 必要性：母子保健の増進と福祉の向上	十日町市	
		不妊・不育治療費助成事業 内　容：不妊治療・不育に係る治療費に対する助成 必要性：妊娠・出産への経済的及び精神的負担軽減	十日町市	
		少子化対策基金積立・取崩 内　容：少子化対策基金の積立・取崩 必要性：少子化対策事業の安定且つ継続実施	十日町市	
	(9)　その他	高齢者・障がい者向け安心住まいる整備事業	十日町市	
		放課後児童クラブ整備事業	十日町市	

８　医療の確保

＜現状と問題点＞

・　市の支援事業により、前計画期間内では、２件のクリニックが開業しました。高齢化が進む既存開業医師の負担軽減にも寄与できるよう、引き続き施設整備等に係る支援を実施し、限られた医療資源の効率的活用を図る必要があります。

・　市では周産期医療を守るため、県立十日町病院における分娩機能の再開を強く求めています。また、県病院局が進める全県立病院の経営改革は、この地域の医療提供体制に大きく関わるものです。地域住民の安全・安心の確保に向け、新潟県等に積極的に提言していく必要があります。

・　令和２年開設の医療福祉総合センターでは、コロナ禍において、地域外来・検査センターを運営してきたほか、現在は、休日一次救急診療の拠点として機能しています。二次救急を担う県立十日町病院との役割分担を図り、今後も地域の救急医療体制を維持する必要があります。

・　当市では令和 12 年（2030 年）に後期高齢者人口がピークを迎えると推計しており、今後、判断能力の低下などに不安を抱える高齢者の増加が見込まれます。本人の権利擁護等の観点から、成年後見制度中核機関を設置しています。さらに地域包括支援センターや関係機関との連携を強化し、包括的な相談支援体制の充実を図る必要があります。

・　在宅医療・介護の体制整備に向けた「出向くケアと医療」の仕組みづくりとして、新潟大学との連携の下、「十日町いきいきエイジング講座」（令和元年 10 月）を開設しました。この講座での知見は、市立訪問看護ステーション「おむすび」（令和３年７月）の開業につながり、在宅生活における安全・安心を提供しています。引き続き、ニーズを見据えながら、訪問看護体制の拡充を図る必要があります。

＜その対策＞

・　市内で新たに開業する医師、市内診療所を後継する医師及び既に開業している医師への支援に努めます。

・　市の国保診療所は、高齢化率の高い地域において、訪問診療等を実施するなど、市民にとって身近な医療機関であることを踏まえ、地域医療の維持・確保に努めます。

・　人工透析や精神医療、分娩を含む周産期医療は、地域にとって不可欠な医療です。今後の人口動態の変化や医療人材不足にもしっかりと対応できるよう、広域的な医療連携などを視野に入れ、医療提供体制の充実を図ります。

・　休日における急病患者の医療を確保するため、医療機関や医師会、薬剤師会などの協力を得ながら、県立十日町病院（二次救急）との連携を図り、休日一次救急診療センターを運営します。併せて、休日救急の適正受診の啓発を行います。

・　高齢者の多岐に亘る相談事項や困り事に対応できるよう、地域包括支援センターをはじめとする多職種連携により、包括的な相談支援体制づくりを進めます。

・　市内民間訪問看護事業者を支援し、在宅医療・介護の体制の拡充を図るとともに、持続可能なサービス提供を目指します。

・　新潟大学との「地域医療ＤＸ共創イノベーションプロジェクト」を契機として、オンライン診療の導入を進め、専門医への受診・相談の機会を確保します。併せて、薬剤師による服薬指導などにも、オンラインによる対応領域を拡大し、医療環境の充実に取り組みます。

【計画】

区　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1)　診療施設	医療施設整備等支援事業	十日町市	
	(3)　過疎地域持続的発展特別事業	24 時間電話健康相談事業 内　容：24 時間電話健康相談の委託 必要性：休日夜間の診療体制等の整備	十日町市	
		医師研究資金貸与事業 内　容：若手医師に対する研究資金の貸与 必要性：十日町市内の医療の充実	十日町市	
		看護・介護職員就業支度金支給支援事業 内　容：看護職員、介護職員に就業支度金を支給する事業者への補助金 必要性：不足する市内の看護職員及び介護職員の確保	十日町市	
		在宅医療・介護支援事業 内　容：市内訪問看護ステーションが実施する設備整備等への補助金 必要性：氏の在宅医療・介護の維持	十日町市	
		寄附講座開設事業 内　容：新潟大学医学部への寄附講座開設負担金 必要性：「出向くケアと医療」の仕組みの構築	十日町市	
		医療施設整備等支援事業 内　容：開業医向けの支援策 必要性：地域医療の充実に向けた医師確保策	十日町市	
		周産期医療継続支援事業 内　容：分娩に係る医師等の雇用、派遣に係る経費の支援 必要性：周産期医療の維持	十日町市	
		産科医師研究資金貸与事業 内　容：市内病院で分娩に関わる医師への研究資金貸与 必要性：周産期医療の維持	十日町市	
		寄附講座開設事業 内　容：産科医派遣に向けた寄附講座開設負担金 必要性：周産期医療の維持	十日町市	
		産科医師派遣大学寄附金 内　容：助勤派遣に向けた大学側の環境づくりへの支援 必要性：周産期医療の維持	十日町市	
		助産師研究資金貸与事業 内　容：市内病院で分娩に関わる助産師への研究資金貸与 必要性：周産期医療の維持	十日町市	

９　教育の振興

⑴　学校教育の充実

＜現状と問題点＞

・　各校で「ふるさとを愛し自立して社会で生きるこども」の育成に向けて教育活動に取り組んでいるものの、学力は家庭学習時間の減少や小学校下学年における学習に向かう姿勢の低下から全国平均を下回る状況が続いています。学力の向上に向けて、こどもが安心して過ごせる親和的な学級づくりの推進とあわせ、幼保小の連携、小中一貫教育などの取組により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることが必要です。

・　令和元年度以降、増加傾向にあった不登校数は教職員のきめ細やかな支援や教育相談センターと各校内教育支援センターとの連携により令和５年度以降、減少に転じています。新規不登校の発生を未然に防止するため、これまでの取組を継続する必要があります。

・　いじめの認知件数は、教職員の積極的な認知により大きく増加しています。引き続き、重大事態に発展させないよう、こどもへの日常的かつ継続的な指導が必要です。

・　こどもの数が減少する一方で、特別支援学級に在籍するこどもや集団への不適応を示すなど特別な支援を要するこどもの割合は増加傾向にあります。インクルーシブ教育の推進に向けて、教職員の育成とその資質・能力の向上が必要です。

・　コミュニティ・スクールの推進により、学校と地域が一体となった教育活動が展開されています。学区の再編後においてもふるさと愛を醸成できるよう、地域と連携した教育活動の充実が必要です。

・　「大地の芸術祭」での協働活動などを通して、主体的・対話的で深い学びを実践する学校が見られています。地域資源を活用した探究的な学習の推進と併せて、自身の将来に夢や目標をもてるよう、引き続きキャリア教育の充実が必要です。

・　学校給食を通した食育に積極的に取り組んでいます。ふるさとの魅力への理解を深めるため、「とおかまちメニュー」として地元農産物を用いた学校給食や農業者との交流給食などを通して、引き続き食育を推進する必要があります。

・　学校給食食材費の高騰分を公費で負担し、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めています。今後は国による、いわゆる「学校給食費の無償化」を見据え、給食材料費を低減する取組が必要となっています。

＜その対策＞

・　保育関係者を含む全ての教職員をつなげ、情報共有や交流などを通して、学ぶ楽しさを実感し自ら学び続けるこどもの育成を目指します。

・　「居心地のよい学級づくり」により安心して過ごせる親和的な学級づくりを推進します。

・　不登校・いじめの未然防止につながる研修を通して、学校の組織力と教職員の対応力を強化します。

・　教育センターの機能を強化し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、教職員が主体的に研修を積み重ね、資質・能力を向上できるよう支援します。

・　すべてのこどもが夢と希望をもって学び続けられるよう、インクルーシブ教育を推進します。
・　学区再編を見据え、広範囲な学区でも自分の住む地域に関する学習ができるよう、コミュニティ・スクールなどの取組を通して学校・家庭・地域が一体となった魅力ある学校づくりを推進します。
・　企業・学校・行政など関係団体と連携した「まちの産業発見塾」や職場体験活動などを通して、キャリア教育の充実を図ります。
・　自然や人に感謝する心を育むとともに、ふるさとの魅力への理解を一層深めるため地元農産物を用いた学校給食の提供を推進します。
・　「学校給食費の無償化」の推進に向けて、食材の納品体制を見直すなど給食材料費の低減に努めるとともに、学校給食の質を維持することで、こどもの健全な心身の発達につなげます。

⑵　社会教育、生涯学習の充実

＜現状と問題点＞

・　公民館設置から約 80 年が経ち、社会情勢や価値観、市民ニーズの変容に伴い、利用者の固定化と高齢化が進み、さらに若年層や一般成人の利用は減少しています。令和２年 10 月の「十日町市社会教育・公民館活動のあり方について」の提言を踏まえ、設置地域ごとの歴史等を尊重しつつ、自発的なまちづくりの活動を促進するため、公民館の市民センター化を進める必要があります。
・　働き方や家族形態の多様化、少子高齢化等により、地域における寺子屋塾等を含む青少年育成支援の継続が難しくなっています。十日町市博物館や「森の学校」キョロロ、十日町情報館、地域自治組織、市民活動ネットワーク「ひとサポ」など、多様な地域資源や団体との連携を進め、地域全体で青少年の育成を支える新たな仕組みの構築が求められます。
・　「スポーツ健康都市宣言」に基づき、「誰でも」・「いつでも」・「どこでも」広くスポーツに親しむ機会を創出し、ボッチャなどのニュースポーツが普及しました。今後も生涯スポーツの推進を図るため、スポーツ推進委員と連携し、スポーツを始めるきっかけを提供するとともに、日常生活の一部として定着させていく必要があります。
・　オリンピック選手団のキャンプ受け入れ、サッカーや柔道、空手道の大会開催などをとおしてクロアチア共和国とのスポーツ交流を深めてきたことにより、コンサート開催や市民団体による交流活動など芸術文化の分野にも交流が広がっています。今後は更に国内外のスポーツ協会など関係団体との交流を推進し、地域活性化を図る必要があります。

＜その対策＞

・　地域自治組織や地域おこし協力隊をはじめ、地域の多様な組織や人材が主体となって行う地域づくり活動の拠点として、公民館の市民センター化を推進します。
・　「森の学校」キョロロや十日町市博物館と連携し、幼年児・児童生徒へ屋外活動体験や探究活動の機会を提供します。
・　町内の子ども会や、地域自治組織、市民活動ネットワーク「ひとサポ」等の市民活動支援組織と協働し、平和学習などの青少年育成事業を実施します。

・　十日町情報館と連携し、幼年期からの家庭読書「家読（うちどく）」や、児童生徒の学習・情報収集活動を支援します。
・　幼少期から、体を動かすことの楽しさや喜びを実感できる機会を創出し、運動習慣の定着を図ります。さらに、生涯にわたってスポーツに親しめるよう、ライフステージやライフスタイルに応じてスポーツを楽しめる機会を提供します。
・　国内外のスポーツ協会などの関係団体と連携し、地域特有の自然環境やスポーツ施設を活用して、全国規模の大会やプロスポーツ大会、スポーツイベントを開催・誘致します。これにより既存施設の活用促進と交流人口増加による地域活性化を図ります。

⑶　教育施設の整備

＜現状と問題点＞

・　十日町市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の維持管理を適切に実施しています。今後も、活用を見込む施設は長期の利用を可能とする改修を行う必要がある一方、活用が見込めない遊休施設は計画的な除却が必要です。
・　国庫補助金や合併特例債など様々な財源を活用し、全ての普通教室に空調設備を設置するなど、教育環境の整備に努めてきました。今後も計画的に、特別教室、屋内体育館への空調設備の設置や、照明設備の改修（ＬＥＤ化）などが必要です。併せて、安全・安心な学校給食を提供するため、給食施設の老朽化解消などが必要です。
・　遠距離通学の負担軽減を図るため、スクールバスの運行を行っています。コストや運行管理、運転手不足など、様々な課題がある中、こどもたちの安全確保と通学支援の役割を果たすことが必要です。
・　ＧＩＧＡスクール構想による児童生徒１人１台のタブレット端末や高速通信環境などの整備のほか、教職員の業務の効率化を図るため、新潟県が整備する統合型校務支援システムへの参加など学校のＩＣＴ化を推進しています。今後は、引き続き、このＩＣＴ環境を十分活用するための整備・取組が必要です。

＜その対策＞

・　教育環境の維持向上を図るため、「十日町市学校施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した学校施設・設備を改修します。
・　教育環境の快適性を高めるため、照明設備の改修（ＬＥＤ化）、特別教室及び屋内体育館への空調設備の設置を順次行います。
・　給食施設の老朽化の解消とともに、自校給食調理場の給食センターへの統合を進め、高い衛生管理に基づく安全・安心な学校給食の提供に努めます。
・　効率の良いスクールバスの運行を目指して路線の見直しを行いつつ、安全な運行のため計画的に車両を更新します。
・　１人１台ＧＩＧＡタブレットおよび校務用コンピュータや教育系ネットワークを計画的に整備・更新します。
・　閉校施設の活用について、市全体の課題として検討し、活用の見込みのない施設については、計画的な除却を推進します。

(4)　社会教育施設等の整備

＜現状と問題点＞

・　公民館の空調設備等の老朽化が進んでいます。災害時の避難所、クーリングシェルター、地域の活動拠点としての機能を維持するため、計画的な修繕を行う必要があります。

・　吉田クロスカントリー競技場や松之山温泉スキー場、クロアチアピッチなどの施設が活用され、全国規模の大会やプロスポーツ大会も開催されています。一方、施設の老朽化や利用者の高齢化などの影響で、利用頻度が低下した施設もあります。今後は、施設の利用実績や市民ニーズをとらえ、適切な施設配置を行う必要があります。

＜その対策＞

・　公民館など生涯学習拠点の空調設備等の修繕を計画的に実施し、生涯学習及び地域づくりの活動拠点としての機能を維持します。

・　利用者のニーズや地域のバランスを考慮し、質の高い施設整備と適切な施設配置を行います。また、指定管理を活用し、持続可能で効率的な管理運営を進めます。

【計画】

区　分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)　学校教育関連施設	小学校施設整備事業	十日町市	
		中学校施設整備事業	十日町市	
		小学校施設長寿命化改修事業	十日町市	
		中学校施設長寿命化改修事業	十日町市	
		教員住宅改修・解体事業	十日町市	
		スクールバス購入事業	十日町市	
		学校給食施設改修事業	十日町市	
		小学校施設解体事業	十日町市	
		中学校施設解体事業	十日町市	
		小学校コンピュータ導入事業	十日町市	
		中学校コンピュータ導入事業	十日町市	
		GIGA 端末購入事業	十日町市	
		小学校教育環境整備事業	十日町市	
		中学校教育環境整備事業	十日町市	
		教育相談センター施設改修事業	十日町市	
	(3)　集会施設、体育施設等	川西公民館施設改修事業	十日町市	
		公民館耐震化事業	十日町市	
		公民館施設改修事業	十日町市	
		公民館老朽化設備更新事業	十日町市	
		社会教育施設解体事業	十日町市	
		体育施設整備事業	十日町市	
		スポーツ施設廃止事業	十日町市	
		当間多目的グラウンド改修事業	十日町市	
		吉田クロスカントリー競技場整備事業	十日町市	
		総合公園野球場改修事業	十日町市	
		陸上競技場改修事業	十日町市	
		体育施設改修事業	十日町市	
		体育施設 LED 化事業	十日町市	
		十日町情報館改修事業	十日町市	
	(4)	教育相談センター運営事業 内　容：教育相談センターの運営	十日町市	

	過疎地域持続的発展特別事業	必要性：不登校児童生徒の受け入れや、きめ細やかな相談業務を実施するとともに，児童生徒の受入環境を整備するため。		
		教育支援センター（SSR）支援員設置事業 内　容：校内教育支援センターに支援員を設置 必要性：自教室に通えない児童生徒の学びの場を確保するため。	十日町市	
		不登校対策推進事業 内　容：SSW(スクールソーシャルワーカー）の配置 必要性：困難ケースへの対応に対し、専門的知識を有する有資格者から対応してもらうため。	十日町市	
		教育支援員設置事業 内　容：特別支援学級等に教育支援員を配置 必要性：特別な配慮を要する児童生徒の学校での生活介助や学級の経営安定化を図るため。	十日町市	
		外国語指導助手設置事業 内　容：外国語指導助手（ＡＬＴ）による授業支援 必要性：ネイティブの外国語に触れることで外国語や外国文化に関心を持つ児童生徒を増やすため。	十日町市	
		小中一貫教育推進事業 内　容：小中一貫教育連絡協議会の開催等 必要性：小学校と中学校が中１ギャップを乗り越える連続・連携した教育活動を展開し、学力向上の取組や不登校・いじめなどへの対応の充実を図るため。	十日町市	
		特別支援教育推進事業 内　容：特別な支援を要する児童生徒への相談や、特別支援教育担当教職員を対象とする研修等 必要性：年々増加傾向にある特別な支援が必要な児童生徒への早期対応が求められているため	十日町市	
		指導力向上等推進事業 内　容：非常勤指導主事による研修等 必要性：児童生徒が新学習指導要領で求める学力を確実に身に付けることができるよう教員の指導力・授業力の向上を図るため。	十日町市	
		ふるさと教育推進事業 内　容：ふるさと教材の作成等 必要性：ふるさと十日町市を学ぶ教育活動を充実させるため	十日町市	
		英語教育推進事業 内　容：英語教育推進員による外国語科・活動の支援 必要性：外国語科・外国語活動への対応や、外国語学習に意欲的に取り組む児童生徒の育成のため。	十日町市	
		学校給食地産地消推進事業 内　容：地産地消運営委員会の開催等、地産地消推進員の設置 必要性：学校給食による「食育」を通して地元食材の魅力への理解を一層深めるため。	十日町市	
		学校給食費無償化推進事業 内　容：国学校給食負担軽減交付金との学校給食費の差額について公費負担 必要性：学校給食の無償化を推進し、保護者の経済的負担を軽減するため。	十日町市	
		学校給食用食材費高騰対策事業 内　容：学校給食食材費の高騰分について公費負担 必要性：学校給食食材の高騰分について学校給食費への転嫁を抑制、低減し、保護者の経済的負担を軽減するため。	十日町市	
		コミュニティ・スクール推進事業 内　容：各学校への地域コーディネーターの配置等 必要性：学校校・家庭・地域が一体となって取り組む魅力ある学校づくりを推進するため。	十日町市	
		遠距離通学児童生徒支援事業 内　容：スクールバスの運行 必要性：遠距離通学に伴う家庭への負担軽減	十日町市	
		学区再編記念事業 内　容：閉校となる学校の児童生徒、地域への支援 必要性：学区適正化の推進	十日町市	
		森の学校　キョロロ企画展開催事業 内　容：企画展の開催 必要性：展示更新による博物館機能の持続性確保	十日町市	
		森の学校キョロロ　自然環境教育事業	十日町市	

		内　容：自然環境に係る教育的体験型イベント実施 必要性：自然環境教育需要への対応		
		森の学校キョロロ　自然環境教育研究員設置事業 内　容：自然環境教育推進のための専門研究員配置 必要性：自然環境教育需要への対応	十日町市	
		平和学習推進事業 内　容：平和教育の推進等 必要性：核兵器廃絶平和都市宣言を行った市として、市民の平和を希求する心を育む。	十日町市	
		生涯学習事業 内　容：地域住民を対象とした社会教育事業 必要性：幼少年から高齢者まで、各年代に応じた様々な学習の機会を提供する。	十日町市	
		学校・家庭・地域の連携促進事業 内　容：学校・家庭・地域連携の家庭教育推進 必要性：家庭を取り巻く環境の変化を考慮した安心した子育て・家庭教育	十日町市	
		はぐくみのまちづくり運動推進事業 内　容：フォーラムの開催、意識啓発事業 必要性：大人が自覚を持ち、学校・家庭・地域・行政が一体となって行動する。	十日町市	
		スポーツ振興事業 内　容：各種スポーツ大会・教室の開催 必要性：スポーツ意識の高揚と住民の体力や健康の維持増進を図る	十日町市	
		吉田クロスカントリー競技場利活用運営事業 内　容：全国レベルのクロスカントリースキー大会開催 必要性：国際スキー連盟公認コースの活用及びスポーツによる地域活性化を図る。	十日町市	
		人権啓発広報誌配布事業 内　容：人権に関する啓発を定期的に広報する。 必要性：人権に対する正しい知識の習得を促す	十日町市	
		人権教育・啓発推進に関する講演会事業 内　容：人権教育を推進するための講演会などの開催 必要性：人権に対する正しい知識の習得を促す。	十日町市	

10　集落の整備

＜現状と問題点＞

・　高齢化集落の存続や集落機能を維持するため、都市部の意欲ある人材を「地域おこし協力隊」として積極的に配置しています。これにより、新たな活力が生まれるとともに、退任後も隊員が地域に定住し、人が人を呼ぶ好循環に繋がっている地域が多くあります。この流れを市内全体に広げる必要があります。

・　集落点検や話し合いなど、地域の調整役として「地域支援員」を配置し、地域の維持・活性化に向けた取組や高齢化集落対策を支援しています。引き続き、地域の特性に応じたまちづくりを推進するため、地域支援員を配置し、買い物や通院の移動支援などの課題解決に取り組む必要があります。

＜その対策＞

・　高齢化集落の活動を支援するため、地域おこし協力隊を積極的に配置するとともに、退任後の定住・定着の促進を図ります。

・　集落活動が困難な高齢化集落を支援するため、地域支援員を積極的に配置します。

【計画】

区　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(1)　過疎地域集落再編整備	集会施設整備事業	十日町市	
		集会施設改修事業	十日町市	
		集会施設解体事業	十日町市	
		自治総合センターコミュニティ助成事業	十日町市	
	(2)　過疎地域持続的発展特別事業	高齢化集落支援（地域おこし協力隊設置）事業 内　容：地域おこし協力隊、集落支援員の配置により集落の生活支援から地域活性化まで幅広く対応する 必要性：外部人材の活用による集落の存続・機能維持	十日町市	
		地域支援員事業 内　容：地域自治組織の活動支援を目的とした人員配置 必要性：地域における課題認識と課題解決	十日町市	
		高齢化集落等対策基金積立・取崩 内　容：高齢者集落等対策基金の積立・取崩 必要性：高齢化集落等の継続的支援	十日町市	

11　地域文化の振興等

⑴　文化財の保存と活用

＜現状と問題点＞

・　本市における文化財の保存・活用に関するマスタープラン兼アクションプランとして策定した「十日町市文化財保存活用地域計画」は、令和６年７月に国の認定を受けました。この計画に基づき、歴史文化遺産の調査・研究を継続して行い、新たな国県市指定文化財等として指定（登録）につなげ、保存・継承していく必要があります。また、歴史文化遺産の積極的な活用による地域経済の活性化が保存・継承に再投資される好循環を創出する必要があります。

＜その対策＞

・　「十日町市文化財保存活用地域計画」に基づき、歴史資料・民俗資料などの資料収集と整理分析、調査研究を行います。
・　埋蔵文化財の発掘と整理、分析、研究を行い、調査報告書を順次刊行して、その成果を広く一般に公開・活用します。
・　「十日町市文化財保存活用地域計画」に基づき、調査研究した歴史文化遺産を新たな指定文化財に指定又は登録文化財として登録していきます。
・　歴史文化遺産の所有者や保持者、保存団体等への直接の支援のほか、国や県、民間団体の制度を活用した各種支援も行います。
・　文化財のデジタルアーカイブ化を計画的に進めます。

⑵　文化芸術活動の充実

＜現状と問題点＞

・　越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」では、平成 29 年 11 月のオープン以来、多彩な分野のホール公演を行ってきた結果、出演者や来場者から音響効果を高く評価され、認知度も向上してきました。今後は、これまでに構築したネットワークを活用し、ホールの特性を生かした公演の開催や貸館利用の新規開拓により、利用の増加を図る必要があります。
・　「段十ろう」は、市民団体による定期演奏会や発表会に利用され、文化芸術活動の拠点として定着してきました。一方で、文化芸術活動の担い手減少が課題となっています。さまざまな施設や活動団体と連動して、幅広い世代の市民が気軽に文化芸術に触れる機会を提供することにより、担い手を確保する必要があります。
・　少子高齢化に伴い、文化芸術活動が継続できない状況が生じています。市民の文化的で豊かな生活のため、新たな活動を創出する必要があります。

＜その対策＞

・　優れた音楽や舞台芸術を気軽に鑑賞できるよう、著名アーティストや文化人による、多彩な分野のコンサートや講演会を定期的に開催します。

・　「段十ろう」を核に、「分じろう」「十じろう」や「千年の森ホール」が行う事業と連動したイベント等を開催し、文化芸術活動による“にぎわい”を創出します。
・　文化芸術への意識醸成を図るため、市美術展の開催や、「大地の芸術祭」作品など現代アートを含む美術・芸術に触れる機会を提供します。
・　小中学校等での文化芸術体験を推進するため、中学校部活動の地域展開への支援や、各種人材バンク等の情報提供に取り組みます。
・　十日町市文化協会連合会をはじめ、各地域の文化振興団体の自主活動を支援し、市民による文化芸術活動を活性化します。

(3)　地域文化の振興等に係る施設の整備

＜現状と問題点＞

・　『「なんだ、コレは！」信濃川流域の火焔型土器と雪国の文化』（平成 28 年認定・シリアル型）、『究極の雪国とおかまちー真説！豪雪地ものがたりー』（令和２年認定・地域型）の２件の日本遺産ストーリーを生かして、縄文文化や雪国文化の魅力と価値を発信し、地域活性化につなげる必要があります。
・　令和２年６月に新十日町市博物館がオープンし、多彩な展示やイベントを開催しています。また、文化観光推進法に基づく十日町市地域計画（令和２年 11 月国認定）に基づき、博物館や「森の学校」キョロロなど５つを文化観光拠点施設として機能の強化や施設整備に取組みました。令和７年７月には国宝出土地・笹山遺跡での縄文広場整備基本計画を策定し、整備に着手しました。引き続き拠点施設間の連携を図るとともに、笹山遺跡をはじめとした多様な歴史文化遺産との周遊を促す必要があります。

＜その対策＞

・　国宝出土地である笹山遺跡の広場整備を行い、世界に発信できる文化観光資源として活用します。
・　博物館において、調査・研究の成果に基づく企画展や、他館の優品を借用した質の高い特別展を開催します。また、楽しみながら学ぶ体験メニューを提供するなど、教育普及活動の充実を図ります。
・　２件の日本遺産ストーリーを活用し、縄文文化や雪国文化の魅力を国内外に向けて発信します。
・　里山の自然をテーマとする参加体験型の自然科学館「森の学校」キョロロと博物館との連携を強化するとともに、笹山遺跡や節黒城跡など多様な歴史文化遺産との周遊を促進します。

【計画】

区　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
地域文化振興施設等	(1)　地域文化振興施設等	東川美術館安全対策事業	十日町市	
		便益施設（トイレ）快適化事業	十日町市	
		森の学校施設改修事業	十日町市	

		笹山縄文広場整備事業	十日町市	
	(2)　過疎地域持続的発展特別事業	文化ホール特別公演事業 内　容：特別公演や市主催・共催事業を行う。 必要性：段十ろう等の施設を活用して、芸術・文化の振興を図る。	十日町市	
		アートのかおるまちづくり事業 内　容：石彫作品の管理・活用等 必要性：文化芸術の振興等	十日町市	
		信濃川火焔街道連携推進事業 内　容：笹山じょうもん市等への支援など 必要性：笹山遺跡の地域資源としての価値の向上	十日町市	
		教育普及・展示事業 内　容：博物館各種講座、企画展等の実施 必要性：市民と共に知的楽しみを分かち合う	十日町市	
		文化財保存事業 内　容：指定文化財の所有者・継承団体への補助等 必要性：文化財の保存、活用、継承	十日町市	
		遺跡調査・遺物整理事業 内　容：各種開発に伴う事前の試掘・確認調査 必要性：埋蔵文化財の保護	十日町市	
		芸術・文化団体育成事業 内　容：地域文化協会に対する補助 必要性：生涯学習・芸術・文化活動を行う団体を振興する。	十日町市	
		史跡等保存活用計画策定事業 内　容：市内の史跡の用地買収や保存活用計画策定 必要性：市内の史跡群等の活用に向けた整備	十日町市	
		埋蔵文化財等調査報告書作成事業 内　容：未刊行の発掘調査報告書の作成 必要性：埋蔵文化財資料の有効活用	十日町市	
		文化財活用事業 内　容：史跡・出土品の国重要文化財指定に向けて資料調査、文化庁調査官調査・指導等の実施 必要性：令和７・８年度の国重要文化財指定を目指し、文化遺産を有効活用	十日町市	
		笹山縄文広場整備事業 内　容：笹山遺跡広場整備のため、基本設計、実施設計、造成・建築等工事及びその他工事等の実施 必要性：縄文文化発信・観光による経済活性化	十日町市	
		笹山縄文広場ソフト事業 内　容：笹山遺跡広場整備後の施設管理委託費やオープンイベントや集客事業の実施 必要性：縄文文化発信・観光による経済活性化	十日町市	
		特別展示会事業 内　容：他館から国指定品等を借用する特別展開催 必要性：市民に対する教育普及活動の推進	十日町市	
		資料収集・調査研究・資料保存対策事業 内　容：収蔵資料の燻蒸と整理・保管作業等 必要性：収蔵庫と収蔵資料の適切な環境での管理	十日町市	
		越後妻有里山現代美術館キナーレ魅力増進事業 内　容：通年誘客に向けた多様な文化プログラム事業 必要性：文化観光を通じた通年誘客促進のため	十日町市	
		文化観光拠点施設連携企画展等開催事業 内　容：博物館・情報館・キョロロが連携した展示及び催しの開催 必要性：３館の魅力増進と観光客の周遊性の向上	十日町市	
		文化財・博物館収蔵資料デジタルアーカイブ化事業 内　容：館所蔵資料のデジタルアーカイブ化推進 必要性：博物館展示及び情報公開の充実	十日町市	
		周遊バスツアー造成事業 内　容：湯沢・市内発着バスツアー 必要性：誘客促進・回遊性向上のため	十日町市	
		豪雪・里山のユニークベニューによる食文化発信事業 内　容：地域資源を発信する食のイベント 必要性：地域資源の魅力や価値の発信のため	十日町市	
		文化観光プロモーション事業 内　容：誘客のためのプロモーション 必要性：文化観光を通じた誘客促進のため	十日町市	

		電子パスポート等システム活用事業 内　容：芸術祭作品デジタルオペレーションの構築 必要性：今後進むデジタル化等への対応のため	十日町市	
		夜間の新たな市場創出事業 内　容：宿泊地と中心市街地を結ぶツアー造成 必要性：観光による中心市街地の活性化のため	十日町市	

12　再生可能エネルギーの創出及び利用推進

＜現状と問題点＞

・　2050 年のゼロカーボンシティ実現に向けて、これまで様々な取組を進め、2022 年度の市内における二酸化炭素排出量は、基準年 2013 年度比で約 43%減少しています。今後も省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの地産地消、市民の脱炭素意識向上、森林整備による二酸化炭素吸収量増加など、幅広い分野での更なる取組が必要です。

・　これまで 12 の公共施設への太陽光発電設備導入や、補助金を活用した市民・事業者への再生可能エネルギー設備の導入促進を進めてきました。また、民間事業者による松之山地熱バイナリー発電所や木質バイオマス発電所が稼働するなど、着実に再生可能エネルギーの創出に結びついています。今後は、新技術の導入や再生可能エネルギーの出力変動に柔軟に対応できる蓄電池の活用など、レジリエンス強化につながるエネルギーの地産地消を進める必要があります。

＜その対策＞

・　省エネルギーやＧＸの推進に加え、森林整備による二酸化炭素吸収を促進するなど、温室効果ガスの排出量削減に取り組みます。

・　未利用バイオマス資源や雪・水など自然エネルギーの更なる利活用と、蓄電池や新技術等の導入検討を進め、再生可能エネルギーの地産地消を推進します。

・　市民への脱炭素や再生可能エネルギーに関する情報発信・啓発活動に取り組みます。

【計画】

区　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギー関連施設	(1)　再生可能エネルギー関連施設	水力発電推進事業	十日町市	
		再生可能エネルギー活用推進事業	十日町市	
	(2)　過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー活用促進補助事業 内　容：再生可能エネルギー設備の導入・設置補助 必要性：再生可能エネルギーの創出	十日町市	
		省エネ家電等買換促進補助事業 内　容：電気使用比率の高い家電の省エネ家電への買換え補助 必要性：再生可能エネルギーの創出	十日町市	

13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1)　協働のまちづくりの推進

＜現状と問題点＞

・　急激な人口減少や少子高齢化の進行により、一部の集落では、道普請や行事が実施できないなど、集落活動が困難な状況となっています。今後も地域自治組織と連携しながら、各地域の課題解決に取り組む必要があります。

・　地域自治組織が行う取組みを後押しするため、地域自治推進事業交付金等による支援や、地域おこし協力隊、地域支援員による人的支援を行い、特色ある地域づくりを進めています。今後も地域の実情に応じて、地域自治組織などが行う移住者を呼び込む体制づくりや、集落維持のための活動、地域コミュニティの拠点づくりなどを支援し、地域活性化を図る必要があります。

・　地域自治組織やNPO法人、市民活動団体などの活動が着実に根付いています。人口減少が進む中、これからも地域に愛着と誇りを持って暮らし続けていくには、引き続き、まちづくりの主役である市民やNPO法人等と行政が連携し、地域の課題解決や活性化、生活環境の充実に取り組む必要があります。

＜その対策＞

・　地域自治組織に対して、引き続き地域自治推進事業交付金を交付するとともに、地域支援員を配置し、各地域の特性に応じた地域自治を推進します。

・　多様化する地域課題に柔軟に対応するため、集落安心づくり事業やパワーアップ事業など、地域自治組織への支援制度の拡充や集落間で協力し合う連携体制の構築を図ります。

・　住民主体のまちづくりを図るため、地域行事・自主防災・地域文化の保全や継承など、地域活動を支援します。

・　各地区のコミュニティの活動拠点となる集会所などの整備・改修を支援します。

・　地域自治の担い手である市民をはじめ、NPO法人や市民活動団体などを支援し、協働のまちづくりを推進します。

・　市民活動の中間支援組織である「NPO法人ひとサポ」と連携し、地域や社会の課題解決に向けて取り組む市民や団体等を支援します。

・　市民交流センター「分じろう」、市民活動センター「十じろう」などを拠点とした市民活動の支援をはじめ、地域自治組織と連携して地区公民館の「市民センター」化を図るなど、地域における市民活動の拠点づくりを進めます。

(2)　男女の出会い・交流機会の充実

＜現状と問題点＞

・　令和２年の国勢調査によると、十日町市では出産・子育て世代である20～40歳代の男女の40％が独身となっています。また、令和６年に市が実施した結婚観に関する市民アンケートでは、結婚願望があると回答した割合は約７割と多い一方で、出会いや経済的に生活できるか不

安を抱えている人が多い結果となっています。引き続き、出会いの機会の提供と結婚に対する相談支援、結婚後の生活支援の充実が必要です。

- 越後妻有ハピ婚サポートセンターによる婚活サポート事業では、若年女性の減少により、出会いの機会の提供が困難となっていることから、小千谷市・津南町と連携を開始し、新たな出会いの機会を創出することが可能となりました。今後は、県の制度や自治体間連携を生かした様々な取組みが必要です。
- 市民アンケート結果から、若者は結婚や子育てを含め、将来への漠然とした不安を抱えている傾向にあります。このことから、進学・就職など自分の将来について考える時期にある高校生を対象に、将来のライフデザインを考える機会を提供する必要があります。

＜その対策＞

- 越後妻有ハピ婚サポートセンターが実施する、小千谷市・津南町と連携したマッチングや婚活イベント、相談対応を通して結婚を希望する男女を支援します。
- ハピ婚サポーターや民間企業・団体などとの連携により、魅力ある婚活イベントなどのマッチング支援を実施します。
- ＡＩの分析により、性格や価値観が近い人と優先的にマッチングするシステムについて、県や県内市町村と連携を図りながら、活用に向け取組みを進めます。
- 結婚後、新たな生活をスタートしやすい環境づくりを推進するため、新生活を始める新婚世帯の引っ越し費用等を支援します。
- 進学・就職など自分の将来について考える時期にある市内の高校生を対象に、妊娠や出産の適齢期を見据えた中で、結婚や子育てのイメージを持つためのライフデザインセミナーを開催します。

⑶　男女共同参画の推進

＜現状と問題点＞

- 「十日町市男女共同参画基本計画」に基づき、市の審議会委員や地域団体の役員など、政策・方針決定の場への女性参画を促進してきましたが、まだ十分とは言えない状況です。市民アンケートの結果では、未だにジェンダーバイアスがあることから、引き続き、男女平等やジェンダー平等に向けた啓発活動等の取組が必要です。

＜その対策＞

- 年齢や性別を問わず活躍できる社会の構築を目指し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。
- 性別による役割分担意識や偏見を解消するため、男女共同参画に関する啓発活動に取り組みます。

【計画】

区　分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)　その他地域の持続的発展に関し必要な事項	市民センター整備・改修事業	十日町市	
		コミュニティセンター整備・改修事業	十日町市	
		地域自治推進事業交付金 内　容：地域自治組織に対する自治活動経費の交付 必要性：地域自治の確立	十日町市	
		協働のまちづくり推進事業 内　容：ＮＰＯ法人や市民活動団体などの活動推進 必要性：多様化する地域課題・市民ニーズへの対応	十日町市	
		結婚促進事業 内　容：結婚相談員研修、出会いサポート事業など 必要性：結婚促進による人口減少対策	十日町市	
		男女共同参画推進事業 内　容：推進委員会開催、啓発事業など 必要性：性別に関係なく活躍できる社会の実現	十日町市	